

0001 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：標準

建設業許可を受けていない者が請け負うことのできる「軽微な建設工事」に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．建築一式工事以外では、工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事が軽微な建設工事に該当する。

- イ．建築一式工事以外では、1,500万円未満ならすべて軽微な建設工事である。
- ウ．建築一式工事以外では、500万円以下なら軽微な建設工事である。
- エ．公共工事であれば、金額にかかわらず建設業許可は不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。建築一式工事以外の建設工事では、請負代金500万円未満が軽微な建設工事の基準である。
イ：不適切。1,500万円未満の基準は建築一式工事に関するものである。
ウ：不適切。基準は500万円『未満』である。
エ：不適切。公共・民間を問わず、軽微な工事を除き許可が必要である。
総合解説：適切。建築一式工事以外の建設工事では、請負代金500万円未満が軽微な建設工事の基準である。中心論点は「建設業許可が不要となる軽微な建設工事を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0002 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：基礎

建築一式工事における「軽微な建設工事」に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．請負代金500万円未満だけが軽微な建設工事である。
イ．請負代金1,500万円未満の工事、又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事が該当する。
ウ．延べ面積150㎡以下のすべての建築物が軽微な建設工事である。
エ．請負代金1,500万円以上でも、木造住宅であれば面積に関係なく軽微な工事である。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。建築一式工事には1,500万円未満等の別基準がある。
イ：適切。建築一式工事には請負代金基準と、木造住宅の延べ面積基準の二つがある。
ウ：不適切。面積基準は150㎡未満の木造住宅工事に限られる。
エ：不適切。木造住宅であっても延べ面積150㎡未満という要件がある。
総合解説：適切。建築一式工事には請負代金基準と、木造住宅の延べ面積基準の二つがある。中心論点は「建築一式工事の軽微工事基準を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0003 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：標準

発注者から直接請け負った建設工事について、建築一式工事で下請契約の請負代金総額が8,000万円以上となる場合の元請業者の許可として、最も適切なものはどれか。
ア．一般建設業の許可があれば、下請代金総額に関係なくよい。
イ．建築一式工事の基準は7,000万円以上である。
ウ．当該建築工事業について特定建設業の許可が必要となる。
エ．特定建設業許可は下請負人だけが取得するものである。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。一定額以上を下請施工させる元請には特定建設業許可が必要である。
イ：不適切。7,000万円は改正前の基準で、2025年2月1日以降は8,000万円である。
ウ：適切。2025年2月1日以降、建築工事業では下請代金総額8,000万円以上が特定建設業許可の金額要件である。

エ：不適切。発注者から直接請け負い、一定額以上を下請に出す元請が対象となる。
総合解説：適切。2025年2月1日以降、建築工事業では下請代金総額8,000万円以上が特定建設業許可の金額要件である。 中心論点は「一般建設業と特定建設業の区分を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0004 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：応用

発注者から直接請け負った建築一式工事で、下請契約の請負代金総額が8,000万円以上となる場合の技術者配置として、最も適切なものはどれか。
ア．下請総額にかかわらず、常に主任技術者だけを配置する。
イ．監理技術者の基準は建築一式工事で9,000万円以上の請負代金である。
ウ．監理技術者は発注者側が配置する。
エ．主任技術者ではなく、原則として監理技術者を配置する。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。一定額以上の下請契約を行う場合は監理技術者が必要となる。
イ：不適切。9,000万円は専任配置の請負代金基準であり、監理技術者配置の下請総額基準とは異なる。
ウ：不適切。受注した建設業者が工事現場に配置する。
エ：適切。特定建設業者が一定額以上を下請に出す元請工事では監理技術者の配置が必要となる。
総合解説：適切。特定建設業者が一定額以上を下請に出す元請工事では監理技術者の配置が必要となる。 中心論点は「監理技術者を置く金額要件を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0005 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：基礎

建築一式工事において、主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の基準として、最も適切なものはどれか。
ア．現行の建築一式工事の専任基準として、請負代金9,000万円以上を用いる。
イ．請負代金7,000万円以上を、建築一式工事の専任基準として用いる。
ウ．監理技術者配置に関する下請総額8,000万円以上を、専任の請負代金基準とみなす。
エ．請負代金1億5,000万円以上になって初めて専任が必要になるとする。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。2025年2月1日以降、建築一式工事における専任配置の請負代金額基準は9,000万円以上である。
イ：不適切。7,000万円は現行の専任基準ではない。
ウ：不適切。8,000万円は建築一式の監理技術者配置等に関する下請総額基準である。
エ：不適切。現行の専任配置基準とは異なる。
総合解説：適切。2025年2月1日以降、建築一式工事における専任配置の請負代金額基準は9,000万円以上である。
中心論点は「主任技術者等の専任要件を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0006 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：標準

建築一式工事以外の建設工事において、主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の基準として、最も適切なものはどれか。
ア．改正前の水準である4,000万円以上を、現行の専任基準として用いる。
イ．建築一式以外では、原則として請負代金4,500万円以上を専任基準とする。
ウ．監理技術者配置等に関する下請総額5,000万円以上を、専任基準と混同する。
エ．建設業許可の軽微工事判定に使う500万円以上を、専任基準とみなす。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。4,000万円は改正前の基準である。
イ：適切。2025年2月1日以降、建築一式以外では専任配置の請負代金額基準が4,500万円以上に引き上げられた。
ウ：不適切。5,000万円は特定建設業許可・監理技術者配置等の下請総額基準である。
エ：不適切。500万円は軽微工事に関する許可基準である。
総合解説：適切。2025年2月1日以降、建築一式以外では専任配置の請負代金額基準が4,500万円以上に引き上げられた。中心論点は「建築一式以外の専任金額要件を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0007 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：基礎

建設業者が請け負った建設工事を施工する場合の主任技術者に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア．主任技術者は公共工事にだけで必要で、民間工事では不要である。
- イ．主任技術者は下請業者だけが配置し、元請業者は配置しない。
- ウ．監理技術者を置く場合を除き、原則として工事現場に主任技術者を置かなければならない。
- エ．主任技術者は工事金額に関係なく必ず専任でなければならない。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。建設業法上、公共・民間を問わず配置義務が生じる。
イ：不適切。元請・下請を問わず、それぞれの建設業者に配置義務がある。
ウ：適切。建設業者は、適正施工を確保するため工事現場に主任技術者又は監理技術者を配置する。
エ：不適切。専任要件は工事金額や工事内容等により判断する。
総合解説：適切。建設業者は、適正施工を確保するため工事現場に主任技術者又は監理技術者を配置する。 中心論点は「主任技術者の配置義務を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0008 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：標準

営業所に置く営業所技術者等と工事現場の主任技術者等の関係として、最も適切なものはどれか。

- ア．営業所技術者等は現場の施工管理だけを行い、営業所業務には関与しない。
- イ．主任技術者は営業所の請負契約締結だけを担当する。
- ウ．両者は法律上まったく同一の役割なので区別しない。
- エ．営業所技術者等は営業所における請負契約の適正な締結・履行確保に関わり、現場の主任技術者等は施工の技術上の管理を担う。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。営業所における技術的な体制確保のため配置される。
イ：不適切。主任技術者は工事現場の施工の技術上の管理を行う。
ウ：不適切。配置場所・職務が異なる。
エ：適切。両者は建設業法上の役割が異なり、それぞれの要件を満たす必要がある。
総合解説：適切。両者は建設業法上の役割が異なり、それぞれの要件を満たす必要がある。 中心論点は「営業所技術者等と現場技術者の役割を区別する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0009建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：応用

建設業者が複数の種類の工事を請け負う場合の許可に関する考え方として、最も適切なものはどれか。

ア．軽微な建設工事を除き、実際に請け負う建設工事の種類に対応した建設業許可が必要となる。

イ．一つの建設業許可を持っていれば、29業種すべてを自由に請け負える。

ウ．建築一式工事業の許可があれば、専門工事を単独で請け負う場合もすべて許可不要である。

エ．許可業種は工事完成後に実績に応じて決めればよい。

答え・解説正答：ア

ア：適切。建設業許可は業種別に行われるため、請け負う工事内容に対応する許可を確認する。

イ：不適切。許可は建設業の種類ごとに必要である。

ウ：不適切。専門工事を単独で請け負う場合は該当業種の許可が必要となることがある。

エ：不適切。請負・施工前に必要な許可を有していることが前提である。

総合解説：適切。建設業許可は業種別に行われるため、請け負う工事内容に対応する許可を確認する。中心論点は「許可業種と請負工事の対応を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0010建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：基礎

本来600万円の専門工事を、同一工事について300万円ずつ2契約に分けた場合の許可要否の考え方として、最も適切なものはどれか。

ア．契約書が2通あれば、それぞれ300万円として必ず許可不要となる。

イ．正当な理由のない分割であれば各契約額を合計して判断し、600万円の工事として許可要否を判定する。

ウ．請負代金の合計は考慮せず、最も高い契約額だけで判断する。

エ．契約を分割すると建設業法の適用自体がなくなる。

答え・解説正答：イ

ア：不適切。形式的な分割で許可要件を回避することはできない。

イ：適切。軽微な工事の金額判定では、正当な理由なく契約を分割した場合、合計額で判断する。

ウ：不適切。同一工事を分割した場合は合計額で判断するのが原則である。

エ：不適切。建設業法の適用は契約分割により消滅しない。

総合解説：適切。軽微な工事の金額判定では、正当な理由なく契約を分割した場合、合計額で判断する。中心論点は「請負代金の分割による許可逃れを防ぐ」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0011 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：標準

建築一式工事以外で、請負代金が450万円、注文者から支給される材料の市場価格が80万円である場合の許可要否の判断として、最も適切なものはどれか。

ア．請負契約書の450万円だけで判断するため、軽微な建設工事に該当する。

イ．支給材料は常に半額だけ加算するので490万円となる。

ウ．材料の市場価格等を加えた額は530万円となるため、軽微な建設工事には該当しない。

エ．材料支給がある工事は金額にかかわらず建設業許可が不要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。支給材料の市場価格等も加算して判定する。

イ：不適切。そのような一律半額ルールはない。

ウ：適切。注文者が材料を提供する場合、その市場価格等を請負代金額に加えて軽微工事の金額を判断する。

エ：不適切。支給材料を含めて許可要否を判断する。

総合解説：適切。注文者が材料を提供する場合、その市場価格等を請負代金額に加えて軽微工事の金額を判断する。 中心論点は「支給材料を含めて軽微工事の金額を判断する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0012 建設業法 > 許可・主任技術者等 | 難易度：標準

発注者から直接建築一式工事を請け負った業者が、自社施工を中心とし、下請契約総額を2,000万円とする場合の許可区分として、最も適切なものはどれか。

ア．請負金額が大きい元請工事は、下請総額に関係なく必ず特定建設業許可が必要である。

イ．下請を1社でも使用すれば必ず特定建設業許可が必要である。

ウ．建築一式工事では一般建設業許可という区分は存在しない。

エ．建築工事業の一般建設業許可で請負うことができる。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。特定建設業許可の要否は元請としての下請代金総額等で判断する。

イ：不適切。下請利用の有無だけではなく金額要件がある。

ウ：不適切。建築工事業にも一般・特定の区分がある。

エ：適切。特定建設業許可が必要となるのは、元請として一定額以上を下請へ出す場合であり、下請総額2,000万円は8,000万円基準未満である。

総合解説：適切。特定建設業許可が必要となるのは、元請として一定額以上を下請へ出す場合であり、下請総額2,000万円は8,000万円基準未満である。 中心論点は「一般・特定許可の適用場面を判断する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0013 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：標準

建設工事の請負契約の締結方法として、最も適切なものはどれか。
ア．工事内容、請負代金、工期など法定事項を明記した書面等を相互に交付して契約内容を明確にする。

- イ．口頭で合意していれば、工事内容や工期を記載した書面は一切不要である。
ウ．請負代金額だけを書面にすれば、工事内容や工期は不要である。
エ．契約書は工事完成後に作成しても同じである。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。建設業法第19条は請負契約の内容を明確にし、後日の紛争を防ぐため法定事項の書面化等を求めている。
イ：不適切。建設業法上、法定事項を明確にした契約が必要である。
ウ：不適切。複数の法定記載事項がある。
エ：不適切。施工前に契約条件を明確にしておく必要がある。
総合解説：適切。建設業法第19条は請負契約の内容を明確にし、後日の紛争を防ぐため法定事項の書面化等を求めている。中心論点は「建設工事請負契約を書面等で明確化する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0014 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：基礎

下請契約の工期設定として、最も適切なものはどれか。
ア．元請の都合だけで、施工上不可能な短工期を一方向的に設定する。
イ．施工方法、休日、資材調達等を考慮し、通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期とならないよう設定する。
ウ．工期は契約事項ではなく、現場開始後に自由に決める。
エ．休日や作業不能日を考慮すると工期が延びるため、一切考慮しない。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。適正な施工を確保できる合理的な工期を設定する必要がある。
イ：適切。適正な工期確保は品質・安全・労務管理に直結し、不当に短い工期設定は適切でない。
ウ：不適切。工期は契約上明確にすべき重要事項である。
エ：不適切。施工条件を踏まえて適正な工期を設定する。
総合解説：適切。適正な工期確保は品質・安全・労務管理に直結し、不当に短い工期設定は適切でない。中心論点は「適正な工期を契約条件に含める」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0015 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：標準

一括下請負に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．元請が工事価格の管理だけ行えば、施工に実質関与しなくても一括下請負にはならない。
イ．公共工事では一括下請負が自由に認められている。
ウ．建設業者が請け負った建設工事を、実質的に関与せず一括して他人に請け負わせることは原則として禁止されている。
エ．一括下請負の禁止は下請負人側には適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。施工計画・工程・品質等への実質的関与が重要である。
イ：不適切。公共工事でも禁止される。
ウ：適切。一括下請負は施工責任の不明確化等を招くため、建設業法で原則禁止されている。
エ：不適切。一括して請け負う側にも禁止規定がある。
総合解説：適切。一括下請負は施工責任の不明確化等を招くため、建設業法で原則禁止されている。中心論点は「一括下請負の禁止を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0016 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：応用

元請負人が下請負人から工事完成の通知を受けた場合の完成検査に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．検査は通知から50日以内であればよい。
イ．検査期限は定められておらず、元請の都合でいつでもよい。
ウ．完成通知を受けても、発注者の検査が終わるまで下請工事の検査はできない。
エ．原則として通知を受けた日から20日以内で、できるだけ短い期間内に検査を行う。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。50日は特定建設業者の下請代金支払に関する上限日数として用いられる。
イ：不適切。建設業法上の期限がある。
ウ：不適切。下請工事の完成検査は元請・下請間で適切に行う。
エ：適切。建設業法では下請工事の完成検査について20日以内かつできるだけ短い期間内とすることを求めている。
総合解説：適切。建設業法では下請工事の完成検査について20日以内かつできるだけ短い期間内とすることを求めている。中心論点は「下請工事の完成検査期限を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0017

建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：基礎

元請負人が発注者から出来高払又は竣工払を受けた場合の下請代金支払として、最も適切なものはどれか。

ア．下請負人に対応する部分について、支払を受けた日から1か月以内で、できるだけ短い期間内に支払う。

イ．支払を受けた日から3か月以内であればよい。

ウ．発注者から支払を受けても、下請代金は工事全体完成まで支払わなくてよい。

エ．下請負人から請求がなければ、法律上永続的に支払わなくてよい。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。元請が発注者から支払を受けた場合は、その支払に対応する下請代金を1か月以内に支払うことが求められる。

イ：不適切。1か月以内が原則である。

ウ：不適切。出来高払等に対応する下請代金を適切に支払う必要がある。

エ：不適切。適正な支払義務はなくなる。

総合解説：適切。元請が発注者から支払を受けた場合は、その支払に対応する下請代金を1か月以内に支払うことが求められる。 中心論点は「出来高払等を受けた場合の下請支払期限を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0018

建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：標準

特定建設業者が一定の下請負人から工事事務物の引渡し申出を受けた場合の下請代金支払期限として、最も適切なものはどれか。

ア．90日以内であればよい。

イ．原則として引渡し申出の日から50日以内で、できるだけ短い期間内に支払期日を定める。

ウ．50日を超えても、手形で支払えば問題ない。

エ．引渡し申出日ではなく、元請の決算日から50日以内でよい。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。法定上限は原則50日である。

イ：適切。50日は上限であり、実際にはできるだけ短い支払期間とすることが求められる。

ウ：不適切。支払期日の規制を手形利用で回避することはできない。

エ：不適切。基準日は下請負人からの引渡し申出日である。

総合解説：適切。50日は上限であり、実際にはできるだけ短い支払期間とすることが求められる。 中心論点は「特定建設業者の50日支払期限を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0019 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：基礎

元請負人が下請契約の代金を決める際の対応として、最も適切なものはどれか。
ア．元請が価格決定権を持つため、下請の見積内容を確認せず任意の低額を指定してよい。
イ．工事原価を下回っても、下請が断れない状況なら適正な契約となる。
ウ．施工条件や適正な工事原価を踏まえて協議し、取引上の地位を利用して通常必要な原価に満たない額を一方的に押し付けない。
エ．下請契約では工期だけが重要で、価格の適正性は建設業法の対象外である。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。取引上の地位を不当に利用した低価格強要は問題となる。
イ：不適切。実質的な強要があれば適正とはいえない。
ウ：適切。建設業法は不当に低い請負代金の強要を禁止し、適正な取引を求めている。
エ：不適切。請負代金の適正化は建設業法の重要事項である。
総合解説：適切。建設業法は不当に低い請負代金の強要を禁止し、適正な取引を求めている。中心論点は「不当に低い請負代金の強要を避ける」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0020 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：標準

施工中に発注者の要望で追加工事が発生した場合の契約対応として、最も適切なものはどれか。
ア．追加工事は口頭指示だけで施工し、金額は竣工後に元請が一方的に決める。
イ．追加工事は元契約と無関係なので、工期への影響は考慮しない。
ウ．下請負人が施工済みであれば、契約内容を記録する必要はない。
エ．追加工事の内容、代金、工期への影響等を協議し、原則として施工前に変更契約等で明確にする。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。内容・代金等を事前に明確化することが望ましい。
イ：不適切。追加工事により工程が変わる場合は工期条件も協議する。
ウ：不適切。変更内容を適切に書面化・記録する必要がある。
エ：適切。追加変更工事も契約条件を明確にし、無契約施工や後日の紛争を防ぐことが重要である。
総合解説：適切。追加変更工事も契約条件を明確にし、無契約施工や後日の紛争を防ぐことが重要である。中心論点は「追加変更工事の契約を明確化する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0021 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：応用

下請負人へ見積りを依頼する際の元請負人の対応として、最も適切なものはどれか。
ア．工事内容、施工条件、工程、支給材等の見積りに必要な条件を具体的に提示し、適正な見積期間を確保する。
イ．工事内容をほとんど示さず、総額だけ即日回答させる。
ウ．施工条件は契約後に初めて知らせればよい。
エ．支給材料の有無は見積りに影響しないので伝えない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。見積条件を明確にすることで、後日の追加費用・責任範囲の紛争を防ぎやすい。
イ：不適切。適正な見積りに必要な情報と期間を確保する。
ウ：不適切。見積金額に影響する条件は見積段階で示す必要がある。
エ：不適切。材料費や施工範囲に影響する。
総合解説：適切。見積条件を明確にすることで、後日の追加費用・責任範囲の紛争を防ぎやすい。中心論点は「見積条件を十分に提示する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0022 建設業法 > 請負契約・下請 | 難易度：標準

特定建設業者が発注者から出来高払を受けた後、下請負人から目的物の引渡し申出も受けている場合の支払期日として、最も適切なものはどれか。
ア．常に引渡し申出日から50日以内だけを見ればよい。
イ．発注者から支払を受けた日から1か月以内と、引渡し申出日から50日以内のうち、より早い期日を基準に支払う。
ウ．常に元請の月末締め翌々月末払いを優先する。
エ．発注者からの支払日と引渡し申出日は支払期限に関係しない。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。発注者からの支払後1か月以内の規定も適用される。
イ：適切。複数の支払期限規定が重なる場合は、早い方の期限を守る必要がある。
ウ：不適切。社内締日で法定支払期限を超えることはできない。
エ：不適切。いずれも建設業法上の重要な起算点である。
総合解説：適切。複数の支払期限規定が重なる場合は、早い方の期限を守る必要がある。中心論点は「下請代金支払条件を総合判断する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0023 建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：標準

民間の建築一式工事で、発注者から直接請け負った元請が施工体制台帳を作成する必要がある下請契約総額の基準として、最も適切なものはどれか。

ア．以前の金額水準を想定し、下請総額7,000万円以上で台帳作成とする。

イ．技術者専任に関する請負代金9,000万円以上を、台帳作成基準とみなす。

ウ．民間の建築一式工事では、下請契約総額8,000万円以上で施工体制台帳を作成する。

エ．軽微な建築一式工事に関する1,500万円以上を、台帳作成基準とみなす。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。改正前の基準である。

イ：不適切。9,000万円は建築一式工事の技術者専任に関する請負代金基準である。

ウ：適切。2025年2月1日以降、建築一式工事では下請契約総額8,000万円以上が施工体制台帳作成の金額要件である。

エ：不適切。軽微な建築一式工事の許可基準とは異なる。

総合解説：適切。2025年2月1日以降、建築一式工事では下請契約総額8,000万円以上が施工体制台帳作成の金額要件である。 中心論点は「施工体制台帳の作成金額要件を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0024 建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：基礎

公共工事を発注者から直接請け負った建設業者の施工体制台帳に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．公共工事でも建築一式8,000万円以上でなければ台帳は不要である。

イ．公共工事では施工体制台帳の作成は禁止されている。

ウ．公共工事の台帳は発注者だけが作成する。

エ．下請契約を締結した場合、下請代金額にかかわらず施工体制台帳を作成する必要がある。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。公共工事には民間工事と異なる作成義務がある。

イ：不適切。むしろ施工体制の透明化のため作成が求められる。

ウ：不適切。元請建設業者が施工体制台帳を作成する。

エ：適切。公共工事については入契法により、下請契約を締結した元請に施工体制台帳作成等が求められる。

総合解説：適切。公共工事については入契法により、下請契約を締結した元請に施工体制台帳作成等が求められる。 中心論点は「公共工事の施工体制台帳作成義務を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0025 建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：標準

施工体系図の主な目的として、最も適切なものはどれか。
ア．元請・下請の施工分担や技術者配置等の施工体制を関係者に分かりやすく示す。
イ．工程表のクリティカルパスだけを示す図である。
ウ．材料の数量と単価を一覧化する原価管理表である。
エ．完成後の建物の構造形式を示す設計図である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。施工体系図は重層下請構造を可視化し、施工責任・体制を明確にする。
イ：不適切。工程ではなく施工体制を示す。
ウ：不適切。施工体制に関する図である。
エ：不適切。施工組織・下請関係等を示す。
総合解説：適切。施工体系図は重層下請構造を可視化し、施工責任・体制を明確にする。中心論点は「施工体系図の役割を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0026 建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：応用

一次下請負人がさらに再下請負を行う場合の元請側の対応として、最も適切なものはどれか。
ア．二次下請以下の情報は元請の管理対象外なので把握しない。
イ．再下請負通知書等を提出させ、その内容を確認して施工体制台帳へ反映する。
ウ．再下請負通知書は発注者が作成し、元請は受領しない。
エ．再下請負の内容は口頭で聞けばよく、書類確認は不要である。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。施工体制台帳には再下請を含む施工体制を反映する。
イ：適切。重層下請の実態を元請が把握し、施工体制台帳として取りまとめる必要がある。
ウ：不適切。再下請負を行う下請負人が元請へ通知する。
エ：不適切。必要事項を記載した通知書等で確認する。
総合解説：適切。重層下請の実態を元請が把握し、施工体制台帳として取りまとめる必要がある。中心論点は「再下請負通知書を施工体制台帳へ反映する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0027 建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：基礎

建設業法上の帳簿の備付けに関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．帳簿は工事現場ごとにだけ備え、営業所には不要である。
イ．帳簿は国土交通省が一括して作成する。
ウ．建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備えなければならない。
エ．帳簿は特定建設業者だけの義務で、一般建設業者にはない。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。建設業法は営業所ごとの備付けを求める。
イ：不適切。各建設業者が作成・保存する。
ウ：適切。帳簿は本社だけではなく、建設業を営む営業所ごとに備える。
エ：不適切。建設業者に広く適用される。
総合解説：適切。帳簿は本社だけではなく、建設業を営む営業所ごとに備える。中心論点は「帳簿の備付け場所を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0028 建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：標準

建設業法上の帳簿の基本的な保存期間として、最も適切なものはどれか。
ア．目的物の引渡し後、帳簿は原則1年間だけ保存する。
イ．帳簿の基本保存期間を、原則3年間とする。
ウ．工事の種類にかかわらず、すべての帳簿を一律20年間保存する。
エ．帳簿は原則として目的物を引き渡した時から5年間保存し、一定の工事には10年保存の特例がある。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。基本保存期間は5年間である。
イ：不適切。建設業法上の帳簿は原則5年間である。
ウ：不適切。そのような一律保存期間ではない。
エ：適切。帳簿は原則5年間保存する。新築住宅の一定の元請工事等には10年保存の特例がある。
総合解説：適切。帳簿は原則5年間保存する。新築住宅の一定の元請工事等には10年保存の特例がある。中心論点は「帳簿の基本保存期間を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0029 建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：標準

発注者から直接請け負った新築住宅建設工事に係る帳簿の保存期間として、最も適切なものはどれか。
ア．一定の場合、目的物の引渡しから10年間保存する。
イ．通常より短く2年間保存すればよい。
ウ．新築住宅に関する帳簿は保存義務がない。
エ．施工体制台帳だけ保存すれば、帳簿は廃棄できる。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。住宅を新築する建設工事に係る帳簿には10年保存の特例がある。
イ：不適切。住宅新築工事はむしろ長期保存が求められる。
ウ：不適切。保存義務があり、一定の場合10年間である。
エ：不適切。帳簿と施工体制台帳は別の法定管理資料である。
総合解説：適切。住宅を新築する建設工事に係る帳簿には10年保存の特例がある。中心論点は「新築住宅に係る帳簿の保存特例を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0030 建設業法 > 施工体制・帳簿 | 難易度：応用

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が保存する「営業に関する図書」として、最も適切な組合せはどれか。
ア．作業員の私物一覧、昼食注文表、通勤経路図だけである。
イ．完成図、発注者との工事内容に関する打合せ記録、作成義務がある場合の施工体系図などである。
ウ．安全朝礼の標語だけを10年間保存すればよい。
エ．営業に関する図書は下請業者だけが保存し、元請業者は保存しない。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。建設業法上の営業に関する図書には該当しない。
イ：適切。これらの営業に関する図書は、元請業者に10年間の保存が求められる。
ウ：不適切。完成図や打合せ記録等の保存義務がある。
エ：不適切。発注者から直接請け負った元請業者が対象である。
総合解説：適切。これらの営業に関する図書は、元請業者に10年間の保存が求められる。中心論点は「営業に関する図書の保存を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0031 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：標準

労働安全衛生法の目的として、最も適切なものはどれか。
ア．建設工事の請負代金を適正化することだけを目的とする。
イ．公共工事の品質検査だけを対象とする。
ウ．職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進することである。
エ．労働者の賃金額を全国一律に定めることを目的とする。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。請負取引ではなく労働者の安全・健康が中心である。
イ：不適切。事業場の安全衛生全般を対象とする。
ウ：適切。労働安全衛生法は危害防止基準、責任体制、安全衛生教育等を通じて労働者の安全・健康確保を図る。
エ：不適切。賃金の基本ルールは主に労働基準法等の対象である。
総合解説：適切。労働安全衛生法は危害防止基準、責任体制、安全衛生教育等を通じて労働者の安全・健康確保を図る。 中心論点は「労働安全衛生法の目的を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0032 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：基礎

労働安全衛生法上の事業者の基本的な対応として、最も適切なものはどれか。
ア．安全対策は労働者自身の責任なので、事業者は設備対策を行わない。
イ．事故が一度も起きていない職場では安全衛生法を適用しない。
ウ．安全衛生措置は行政から指導を受けた後だけ実施すればよい。
エ．法令で定める最低基準を守るだけでなく、労働災害防止のため必要な措置を講じ、労働者の安全と健康を確保するよう努める。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。事業者には法令上の安全衛生措置義務がある。
イ：不適切。災害の有無にかかわらず法令は適用される。
ウ：不適切。事業者が主体的に必要な措置を講じる。
エ：適切。事業者には危険防止措置、健康障害防止措置、安全衛生管理体制等の整備が求められる。
総合解説：適切。事業者には危険防止措置、健康障害防止措置、安全衛生管理体制等の整備が求められる。 中心論点は「事業者の安全配慮責任を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0033 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：標準

労働者の安全衛生上の対応として、最も適切なものはどれか。
ア．事業者が講じる労働災害防止措置に従い、必要な事項を守って安全確保に協力する。
イ．労働者は安全衛生法上、どのような安全ルールにも従う義務がない。
ウ．保護具の使用は個人の自由なので、事業者の指示を無視してよい。
エ．安全管理は管理職だけの仕事で、作業者は異常を報告しなくてよい。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。労働者にも、事業者等が行う労働災害防止措置への協力が求められる。
イ：不適切。安全装置等を無断で外さないなど、必要な措置へ協力する義務がある。
ウ：不適切。必要な保護具使用等の安全措置に従う必要がある。
エ：不適切。異常の報告等、安全確保への協力が重要である。
総合解説：適切。労働者にも、事業者等が行う労働災害防止措置への協力が求められる。中心論点は「労働者の安全衛生上の義務を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0034 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：応用

建設業の事業場における安全管理者の選任に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．常時10人以上で必ず安全管理者を選任する。
イ．常時50人以上の労働者を使用する一定の事業場では、安全管理者を選任する必要がある。
ウ．安全管理者は製造業だけの制度で、建設業には適用されない。
エ．安全管理者は資格要件のない者を任意に選任できる。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。建設業の基本的な選任規模は常時50人以上である。
イ：適切。建設業は安全管理者の選任対象業種であり、常時50人以上が基本的な規模要件である。
ウ：不適切。建設業も対象業種である。
エ：不適切。法令で定める資格要件を満たす必要がある。
総合解説：適切。建設業は安全管理者の選任対象業種であり、常時50人以上が基本的な規模要件である。中心論点は「安全管理者の選任基準を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0035 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：基礎

衛生管理者の選任に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．建設業では衛生管理者の制度は適用されない。
イ．衛生管理者の選任基準は常時1,000人以上だけである。
ウ．業種を問わず、常時50人以上の労働者を使用する事業場では原則として衛生管理者を選任する。
エ．衛生管理者は工事現場の出来形検査だけを担当する。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。建設業にも適用される。
イ：不適切。基本的な選任基準は50人以上である。
ウ：適切。衛生管理者は常時50人以上の事業場において選任が必要となる。
エ：不適切。労働衛生に関する技術的事項等を管理する。
総合解説：適切。衛生管理者は常時50人以上の事業場において選任が必要となる。中心論点は「衛生管理者の選任基準を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0036 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：標準

産業医の選任に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．産業医は常時500人以上の事業場だけで選任すればよい。
イ．産業医は建設業では選任できない。
ウ．産業医は施工図の承認だけを行う。
エ．常時50人以上の労働者を使用する事業場では、原則として産業医を選任する必要がある。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。基本的な選任基準は常時50人以上である。
イ：不適切。建設業も制度の対象となる。
ウ：不適切。労働者の健康管理・作業環境等に関する医学的職務を担う。
エ：適切。産業医は労働者の健康管理等について専門的立場から関与する。
総合解説：適切。産業医は労働者の健康管理等について専門的立場から関与する。中心論点は「産業医の選任基準を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0037

労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：基礎

安全衛生教育に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア．事業者は労働者を雇い入れたとき、又は作業内容を変更したとき、必要な安全衛生教育を行う。
- イ．経験者には法令上、どのような場合でも教育を行ってはならない。
- ウ．雇入れ時教育は退職時にまとめて行う。
- エ．作業内容を大きく変更しても、雇入れ時教育を一度受けていれば追加教育は不要である。

答え・解説

正答：ア

- ア：適切。機械・材料の危険性、保護具、作業手順、始業点検、応急措置等について必要な教育を行う。
- イ：不適切。十分な知識・技能がある事項について一部省略できる場合はあるが、教育制度自体が不要になるわけではない。
- ウ：不適切。雇入れ時等に遅滞なく行う。
- エ：不適切。作業内容変更時にも必要な教育を行う。
- 総合解説：適切。機械・材料の危険性、保護具、作業手順、始業点検、応急措置等について必要な教育を行う。中心論点は「雇入れ時・作業内容変更時の安全衛生教育を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0038

労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：標準

特別教育に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア．特別教育は全労働者が同じ内容を一度受ければ、業務に関係なく有効である。
- イ．危険又は有害な一定の業務に労働者を就かせるとき、事業者はその業務に関する特別の安全衛生教育を行う。
- ウ．特別教育対象業務はすべて国家免許が必要である。
- エ．事業者は特別教育を実施する責任を持たず、労働者が自己学習すればよい。

答え・解説

正答：イ

- ア：不適切。対象業務ごとに必要な教育内容が定められている。
- イ：適切。足場組立て等、フルハーネスを用いる一定の高所作業、小型車両系建設機械の運転等には特別教育の対象となるものがある。
- ウ：不適切。特別教育と免許・技能講習は別制度である。
- エ：不適切。事業者が教育を行う必要がある。
- 総合解説：適切。足場組立て等、フルハーネスを用いる一定の高所作業、小型車両系建設機械の運転等には特別教育の対象となるものがある。中心論点は「特別教育の趣旨を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0039 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：応用

作業主任者に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．作業主任者は現場経験が長ければ資格要件を満たさなくてもよい。
イ．作業主任者は名前だけ掲示すれば、実際の作業指揮は不要である。
ウ．法令で定める危険・有害な作業では、必要な資格を有する者から作業主任者を選任し、作業方法の決定・直接指揮等を行わせる。
エ．すべての作業に同じ作業主任者資格が適用される。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。対象作業に応じた法定資格が必要である。
イ：不適切。法令で定める職務を実際に行わせる。
ウ：適切。危険性の高い特定作業では資格を有する者による直接管理が求められる。
エ：不適切。作業の種類ごとに必要な資格が異なる。
総合解説：適切。危険性の高い特定作業では資格を有する者による直接管理が求められる。 中心論点は「作業主任者の選任趣旨を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0040 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：基礎

労働者の健康診断に関する事業者の対応として、最も適切なものはどれか。
ア．本人が健康だと申告すれば、法定健康診断はすべて省略できる。
イ．健康診断結果は施工品質だけに関係し、就業上の配慮には使用しない。
ウ．健康診断は労働者本人が自費で行うことだけが法律上認められる。
エ．法令に基づき、雇入れ時や定期的健康診断など必要な健康診断を実施し、結果に応じた措置を行う。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。法定要件に該当すれば必要な健康診断を行う。
イ：不適切。必要に応じ就業場所・作業転換等の措置を検討する。
ウ：不適切。事業者を実施義務が課される健康診断がある。
エ：適切。労働安全衛生法では健康診断を通じて健康障害の早期把握・就業上の措置等を行う。
総合解説：適切。労働安全衛生法では健康診断を通じて健康障害の早期把握・就業上の措置等を行う。 中心論点は「健康診断の実施義務を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0041 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：標準

建設現場における統括安全衛生責任者制度の主な目的として、最も適切なものはどれか。
ア．元請・下請が混在する一の場所で作業間の連絡調整等を統括し、混在作業による労働災害を防止することである。
イ．各下請の請負代金を決定するための役職である。
ウ．完成検査の可否だけを判定する役職である。
エ．元請と下請が同時作業していても、各社独立管理だけでよく統括は不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。建設業の重層下請構造では、元方による統括管理が重要である。
イ：不適切。安全衛生の統括管理を行う。
ウ：不適切。作業間調整や巡視等、安全衛生管理を統括する。
エ：不適切。一定規模等では法令上統括体制が求められる。
総合解説：適切。建設業の重層下請構造では、元方による統括管理が重要である。中心論点は「統括安全衛生責任者制度の目的を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0042 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：標準

元方安全衛生管理者の職務として、最も適切なものはどれか。
ア．下請代金の査定だけを行う。
イ．統括安全衛生責任者の指揮の下、作業間の連絡調整、巡視、工程・機械配置計画等に関する技術的事項を管理する。
ウ．現場の安全巡視を行ってはならない。
エ．元方安全衛生管理者は統括安全衛生責任者と無関係に単独で契約事務を行う。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。安全衛生上の技術的事項を管理する。
イ：適切。建設現場の統括安全衛生管理のうち技術的事項を担う。
ウ：不適切。巡視は職務の一つである。
エ：不適切。統括安全衛生責任者の指揮の下で安全衛生管理を行う。
総合解説：適切。建設現場の統括安全衛生管理のうち技術的事項を担う。中心論点は「元方安全衛生管理者の役割を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0043 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：応用

常時50人以上の労働者を使用する建設業の事業場の安全衛生管理体制として、最も適切なものはどれか。

- ア．労働者数が50人以上でも、建設業では安全衛生スタッフを一切選任しなくてよい。
- イ．安全管理者を1人選任すれば、衛生管理者や産業医の制度は適用されない。
- ウ．法令上の要件に応じて、安全管理者、衛生管理者、産業医等の選任が必要となる。
- エ．必要な安全衛生管理体制は請負金額だけで決まり、労働者数は関係しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。法令上の選任義務が生じる。
イ：不適切。各制度はそれぞれの要件に応じて適用される。
ウ：適切。常時50人以上は複数の安全衛生スタッフ選任制度の基本的な規模基準となっている。
エ：不適切。労働者数は重要な選任要件である。
総合解説：適切。常時50人以上は複数の安全衛生スタッフ選任制度の基本的な規模基準となっている。 中心論点は「安全衛生管理体制を規模に応じて整える」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0044 労働法令 > 労働安全衛生法 | 難易度：標準

- リスクアセスメントと法令上の安全措置の関係として、最も適切なものはどれか。
- ア．リスクアセスメントを行えば、法定の手すりや作業主任者を省略できる。
 - イ．法令の最低基準だけ守れば、現場固有の新たな危険は評価しなくてよい。
 - ウ．リスクアセスメントは事故後だけ行う手続である。
 - エ．法定の安全措置を最低限として確実に実施し、そのうえで現場固有の危険を評価して追加の低減措置を検討する。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。法定措置をRAで代替することはできない。
イ：不適切。現場条件に応じた危険低減が必要である。
ウ：不適切。作業前・変更時等に予防的に実施する。
エ：適切。リスクアセスメントは法令上必要な措置を置き換えるものではなく、より実効的な安全管理へつなげる。
総合解説：適切。リスクアセスメントは法令上必要な措置を置き換えるものではなく、より実効的な安全管理へつなげる。 中心論点は「リスクアセスメントを法令遵守と結び付ける」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0045 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：標準

労働基準法上の法定労働時間の原則として、最も適切なものはどれか。
ア．原則として1日8時間、1週40時間を超えて労働させてはならない。
イ．原則1日10時間、週50時間である。
ウ．建設業には法定労働時間の規制がない。
エ．1日の上限だけがあり、1週の上限はない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。労働基準法は原則1日8時間・週40時間を法定労働時間としている。
イ：不適切。法定労働時間の原則を超えている。
ウ：不適切。建設業にも労働基準法が適用される。
エ：不適切。1週40時間の原則もある。
総合解説：適切。労働基準法は原則1日8時間・週40時間を法定労働時間としている。中心論点は「法定労働時間を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0046 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：基礎

労働時間が6時間を超え、8時間以下の場合に必要な休憩時間として、最も適切なものはどれか。
ア．6時間を超えても、短時間の休止として15分あれば法定休憩を満たすとする。
イ．6時間を超え8時間以下の労働では、法定最低として少なくとも45分の休憩を与える。
ウ．6時間を超え8時間以下でも、30分の休憩で法定最低を満たすとする。
エ．法定最低を超えて、必ず一律2時間の休憩が必要だとする。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。法定最低時間を満たさない。
イ：適切。労働時間が6時間を超える場合は45分以上の休憩が必要である。
ウ：不適切。法定最低時間を満たさない。
エ：不適切。法定最低は45分であり、必ず2時間という規定ではない。
総合解説：適切。労働時間が6時間を超える場合は45分以上の休憩が必要である。中心論点は「休憩時間の基準を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0047 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：標準

労働時間が8時間を超える場合に必要な休憩時間として、最も適切なものはどれか。
ア．8時間を超える労働でも、30分の休憩で法定最低を満たすとする。
イ．6時間超の基準と同じ45分だけで、8時間超の場合も足りるとする。
ウ．8時間を超える労働では、法定最低として少なくとも1時間の休憩を与える。
エ．8時間を超える長時間労働では、逆に休憩を与えなくてよいとする。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。法定最低時間に不足する。
イ：不適切。8時間超の場合は1時間以上が必要である。
ウ：適切。8時間を超える労働には1時間以上の休憩を労働時間の途中に与える必要がある。
エ：不適切。長時間労働ほど法定休憩が必要である。
総合解説：適切。8時間を超える労働には1時間以上の休憩を労働時間の途中に与える必要がある。中心論点は「8時間超の休憩基準を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0048 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：応用

労働基準法上の休日の原則として、最も適切なものはどれか。
ア．毎月1日の休日だけでよい。
イ．建設業では繁忙期なら休日を一切与えなくてよい。
ウ．4週間に1日の休日だけでよい。
エ．少なくとも毎週1日の休日、又は4週間を通じ4日以上の日を与える。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。法定基準を満たさない。
イ：不適切。法定休日の規定は適用される。
ウ：不適切。4週間を通じ4日以上が必要である。
エ：適切。労働基準法第35条の基本的な休日規定である。
総合解説：適切。労働基準法第35条の基本的な休日規定である。中心論点は「法定休日を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0049 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：基礎

法定労働時間を超えて時間外労働を行わせる場合の基本的な手続として、最も適切なものはどれか。
ア．労使で36協定を締結し、所轄労働基準監督署長へ届け出るなど必要な手続を行う。
イ．労働者本人が口頭で同意すれば、36協定は不要である。
ウ．建設業は時間外労働規制の対象外なので36協定は不要である。
エ．36協定は工事発注者と元請の間で締結する。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。時間外・休日労働を適法に行わせるには36協定等が必要となる。
イ：不適切。個人同意だけでは法定手続を代替できない。
ウ：不適切。建設業にも上限規制が適用されている。
エ：不適切。使用者と労働者側との労使協定である。
総合解説：適切。時間外・休日労働を適法に行わせるには36協定等が必要となる。中心論点は「36協定の必要性を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0050 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：標準

建設業に適用される時間外労働の上限規制の原則として、最も適切なものはどれか。
ア．月100時間、年1,200時間が原則である。
イ．月45時間、年360時間以内が原則である。
ウ．月45時間の上限だけで、年間上限はない。
エ．建設業は2026年時点でも上限規制の適用猶予中である。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。原則上限を大幅に超えている。
イ：適切。建設業にも2024年4月から原則月45時間・年360時間の上限規制が適用されている。
ウ：不適切。年360時間の原則上限がある。
エ：不適切。2024年4月から適用されている。
総合解説：適切。建設業にも2024年4月から原則月45時間・年360時間の上限規制が適用されている。中心論点は「時間外労働の原則上限を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0051 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：基礎

臨時的な特別の事情がある場合の時間外労働上限に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．特別条項があれば年間時間外労働に上限はない。
イ．単月は休日労働を含め120時間まで認められる。
ウ．年720時間以内、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）等の上限を守る。
エ．限度時間を超えることができる月数には制限がない。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。年720時間等の上限がある。
イ：不適切。休日労働を含み100時間未満である。
ウ：適切。特別条項を定めても無制限な時間外労働は認められない。
エ：不適切。年6か月までという制限がある。
総合解説：適切。特別条項を定めても無制限な時間外労働は認められない。中心論点は「特別条項付き36協定の上限を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0052 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：標準

一般の労働者が入社後初めて10日の年次有給休暇を付与される基本要件として、最も適切なものはどれか。
ア．1か月勤務すれば出勤率に関係なく10日付与される。
イ．1年間無欠勤でなければ年休は一切付与されない。
ウ．建設業の労働者には年次有給休暇制度が適用されない。
エ．6か月継続勤務し、その期間の全労働日の8割以上出勤していること。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。原則6か月継続勤務と8割以上出勤が要件である。
イ：不適切。無欠勤までは求められず、8割以上出勤が基準である。
ウ：不適切。建設業にも適用される。
エ：適切。一般労働者は6か月継続勤務・8割以上出勤で10日の年次有給休暇が付与される。
総合解説：適切。一般労働者は6か月継続勤務・8割以上出勤で10日の年次有給休暇が付与される。中心論点は「年次有給休暇の初回付与要件を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0053 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：応用

年10日以上、年次有給休暇が付与される労働者について、使用者が確実に取得させる必要がある日数として、最も適切なものはどれか。

ア．基準日から1年以内に5日である。

イ．1日である。

ウ．10日すべてを使用者が一方的に時季指定しなければならない。

エ．年休付与日数に関係なく、全労働者へ必ず20日取得させる。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。労働者自らの取得や計画年休を含め、年5日の確実な取得が必要である。

イ：不適切。必要日数は5日である。

ウ：不適切。労働者が自ら取得した日等は5日義務から控除される。

エ：不適切。そのような一律義務ではない。

総合解説：適切。労働者自らの取得や計画年休を含め、年5日の確実な取得が必要である。中心論点は「年5日の年休取得義務を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0054 労働法令 > 労働基準法 | 難易度：標準

労働者を雇い入れる際の労働条件の取扱いとして、最も適切なものはどれか。

ア．賃金額は初回給与日に初めて知らせればよい。

イ．賃金、労働時間、契約期間等、法令で定める労働条件を明示する。

ウ．労働時間や休日は会社の都合で毎日自由に変えるため、明示不要である。

エ．口頭説明を全く行わず、労働者が推測して働けばよい。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。雇入れ時に明示すべき重要事項である。

イ：適切。労働条件を明確にし、労使間の認識違いを防ぐことが求められる。

ウ：不適切。法令で定める事項を明示する必要がある。

エ：不適切。必要な労働条件を明確にする。

総合解説：適切。労働条件を明確にし、労使間の認識違いを防ぐことが求められる。中心論点は「労働条件を明示する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0055

労働法令 > 労災・就業制限 | 難易度：標準

労災保険の給付対象に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．業務中の負傷だけが対象で、通勤災害は一切対象外である。

イ．私的なけがはすべて会社の労災保険で補償される。

ウ．業務上の災害だけでなく、一定の要件を満たす通勤災害も給付対象となる。

エ．労災保険は建設業の労働者には適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。通勤災害も一定の要件で対象となる。

イ：不適切。業務起因性や通勤災害の要件等が必要である。

ウ：適切。労災保険は業務災害と通勤災害を補償する制度である。

エ：不適切。建設業は労災保険の重要な適用業種である。

総合解説：適切。労災保険は業務災害と通勤災害を補償する制度である。中心論点は「労災保険の対象となる災害を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0056

労働法令 > 労災・就業制限 | 難易度：基礎

数次の請負で行われる建設工事の労災保険関係として、最も適切なものはどれか。

ア．各下請労働者は労災保険の対象外となる。

イ．発注者がすべての建設工事の労災保険上の事業主となる。

ウ．元請が労働者を直接雇用していない場合、労災保険関係は成立しない。

エ．原則として元請負人を事業主とし、下請負人の労働者を含めて一つの事業として取り扱う。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。下請労働者も元請の労災保険関係のもとで保護される。

イ：不適切。原則は元請負人である。

ウ：不適切。下請労働者を含む請負事業として取り扱われる。

エ：適切。請負による建設事業では、労災保険上、元請が下請分を含めて一括して事業主となるのが原則である。

総合解説：適切。請負による建設事業では、労災保険上、元請が下請分を含めて一括して事業主となるのが原則である。中心論点は「請負による建設事業の労災保険関係を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0057 労働法令 > 労災・就業制限 | 難易度：標準

中小事業主等の労災保険に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．事業主は原則として労災保険の通常の適用対象外だが、一定の要件を満たせば特別加入制度を利用できる。
イ．会社役員はどのような場合でも労災保険給付を受けることができない。
ウ．事業主は労働者と同様に自動的に労災保険へ加入する。
エ．特別加入すると、経営者として行うすべての私的行為まで補償される。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。労働者でない中小事業主等にも一定の要件で特別加入が認められる。
イ：不適切。特別加入制度等により対象となる場合がある。
ウ：不適切。原則は対象外であり、特別加入には要件と手続がある。
エ：不適切。補償対象となる業務の範囲がある。
総合解説：適切。労働者でない中小事業主等にも一定の要件で特別加入が認められる。 中心論点は「事業主の特別加入制度を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0058 労働法令 > 労災・就業制限 | 難易度：応用

機体重量3t以上の整地・運搬・積込み用及び掘削用の車両系建設機械の運転業務に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．運転免許を持たない未経験者でも、現場内なら自由に運転できる。
イ．所定の技能講習を修了した者等、法令で定める資格を有する者でなければ就業させてはならない。
ウ．3t以上でも特別教育だけで必ず運転できる。
エ．資格要件は公道走行時だけで、現場内運転には適用されない。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。法令上の資格要件がある。
イ：適切。3t以上の対象車両系建設機械は就業制限業務であり、技能講習修了等が必要である。
ウ：不適切。3t未満は特別教育対象、3t以上は技能講習等が必要となる。
エ：不適切。現場内の運転業務にも就業制限が適用される。
総合解説：適切。3t以上の対象車両系建設機械は就業制限業務であり、技能講習修了等が必要である。 中心論点は「車両系建設機械の就業制限を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0059 労働法令 > 労災・就業制限 | 難易度：基礎

機体重量3t未満の対象車両系建設機械の運転業務として、最も適切なものはどれか。
ア．3t未満なら安全教育は一切不要である。
イ．3t未満でも必ず大型特殊自動車免許だけが必要である。
ウ．原則として特別教育を受けた者を就かせる。
エ．3t未満は玉掛け技能講習を受ければ運転できる。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。特別教育が必要である。
イ：不適切。現場内の就業資格は労働安全衛生法令の教育・資格区分で判断する。
ウ：適切。小型車両系建設機械（3t未満）の運転は特別教育対象業務である。
エ：不適切。玉掛けと車両系建設機械運転は別の資格・教育区分である。
総合解説：適切。小型車両系建設機械（3t未満）の運転は特別教育対象業務である。中心論点は「小型車両系建設機械の特別教育を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0060 労働法令 > 労災・就業制限 | 難易度：標準

作業床の高さが10m以上となる高所作業車の運転業務に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．10m以上でも特別教育だけで必ず運転できる。
イ．高さに関係なく資格・教育は不要である。
ウ．高所作業車の運転資格は玉掛け資格と同一である。
エ．所定の技能講習を修了した者等を就業させる必要がある。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。10m未満は特別教育、10m以上は技能講習等の対象である。
イ：不適切。作業床高さに応じた資格・教育要件がある。
ウ：不適切。別の資格区分である。
エ：適切。10m以上の高所作業車運転は技能講習等が必要な就業制限業務である。
総合解説：適切。10m以上の高所作業車運転は技能講習等が必要な就業制限業務である。中心論点は「高所作業車の資格区分を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0061 労働法令 > 労災・就業制限 | 難易度：標準

つり上げ荷重1t以上5t未満の移動式クレーンの運転業務として、最も適切なものはどれか。
ア．小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者等を就業させる。
イ．特別教育だけで5t未満すべてを運転できる。
ウ．玉掛け技能講習を受ければ、移動式クレーンの運転資格も自動的に得られる。
エ．1t以上5t未満は資格不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。1t以上5t未満は小型移動式クレーン運転技能講習の対象である。
イ：不適切。特別教育は原則1t未満の移動式クレーンが対象である。
ウ：不適切。玉掛けとクレーン運転は別資格である。
エ：不適切。技能講習修了等が必要である。
総合解説：適切。1t以上5t未満は小型移動式クレーン運転技能講習の対象である。中心論点は「移動式クレーンの資格区分を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0062 労働法令 > 労災・就業制限 | 難易度：応用

つり上げ荷重1t以上のクレーン等の玉掛け業務に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．1t以上でも特別教育だけで必ず従事できる。
イ．玉掛け技能講習を修了した者等でなければ就業させてはならない。
ウ．クレーン運転資格を持っていれば、玉掛け技能講習は必ず不要である。
エ．荷が軽ければ、クレーンのつり上げ荷重が1t以上でも無資格でよい。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。特別教育は1t未満の玉掛け業務等に対応する。
イ：適切。1t以上のクレーン等に係る玉掛けは技能講習修了等が必要な就業制限業務である。
ウ：不適切。運転と玉掛けは別の就業資格である。
エ：不適切。玉掛けの資格区分は使用するクレーン等のつり上げ荷重等で判断する。
総合解説：適切。1t以上のクレーン等に係る玉掛けは技能講習修了等が必要な就業制限業務である。中心論点は「玉掛けの資格区分を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0063 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：標準

建設工事から生じる産業廃棄物の排出事業者に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．廃棄物を実際に運び出した作業員個人が排出事業者となる。
イ．発注者が必ず排出事業者となり、元請には責任がない。
ウ．建設工事では、原則として発注者から直接工事を請け負う元請業者が排出事業者となる。
エ．下請業者に廃棄物処理を任せれば、元請の排出事業者責任は当然に消滅する。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。建設工事では原則として元請業者が排出事業者となる。
イ：不適切。建設工事における原則的な排出事業者は元請業者である。
ウ：適切。建設廃棄物の適正処理責任を明確化するため、原則として元請業者が排出事業者として扱われる。
エ：不適切。元請は排出事業者として適正処理を確保する責任を負う。
総合解説：適切。建設廃棄物の適正処理責任を明確化するため、原則として元請業者が排出事業者として扱われる。中心論点は「建設廃棄物の排出事業者を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0064 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：基礎

産業廃棄物の処理責任に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．処理を委託した時点で、排出事業者は処理結果を一切確認なくてよい。
イ．産業廃棄物はすべて自治体が無償で処理するため、排出事業者には責任はない。
ウ．適正処理責任は最終処分業者だけにある。
エ．排出事業者は、自らの責任において廃棄物処理法に従い適正に処理しなければならない。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。委託後も適正処理の確認が必要である。
イ：不適切。事業活動に伴う産業廃棄物は排出事業者責任が原則である。
ウ：不適切。排出事業者にも適正処理責任がある。
エ：適切。処理を他人へ委託しても、排出事業者として適正処理を確保する責任がある。
総合解説：適切。処理を他人へ委託しても、排出事業者として適正処理を確保する責任がある。中心論点は「排出事業者の自己処理責任を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0065

環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：標準

建設廃棄物の収集運搬・処分を外部業者へ委託する場合の対応として、最も適切なものはどれか。
ア．委託する廃棄物の種類や処理内容が、委託先業者の許可範囲に含まれていることを確認する。
イ．処理料金が安ければ、許可の有無や許可品目は確認しない。
ウ．収集運搬業許可があれば、どの都道府県でもどの廃棄物でも自由に運搬できる。
エ．処分業者の許可は処分後に確認すればよい。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。許可を受けていない種類・範囲の処理を委託してはならない。
イ：不適切。適正な許可を有する業者へ委託する必要がある。
ウ：不適切。許可区域や品目等の範囲を確認する必要がある。
エ：不適切。委託前に確認する。
総合解説：適切。許可を受けていない種類・範囲の処理を委託してはならない。中心論点は「処理委託先の許可を確認する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0066

環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：応用

産業廃棄物の処理を他人に委託する場合の契約方法として、最も適切なものはどれか。
ア．電話で処理を依頼すれば、書面契約は一切不要である。
イ．廃棄物処理法の委託基準に従い、収集運搬業者及び処分業者等と必要事項を記載した書面で契約する。
ウ．収集運搬と処分を別業者へ委託しても、運搬業者との契約だけでよい。
エ．契約は廃棄物搬出後に作成すればよい。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。法令上の委託基準に沿った書面契約が必要である。
イ：適切。委託内容・処理方法等を明確にし、適正処理を確保するため書面契約が必要である。
ウ：不適切。委託する処理段階ごとに必要な契約を行う。
エ：不適切。委託前に適正な契約を締結する。
総合解説：適切。委託内容・処理方法等を明確にし、適正処理を確保するため書面契約が必要である。中心論点は「産業廃棄物処理委託契約を書面で行う」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0067 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：基礎

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の主な目的として、最も適切なものはどれか。
ア．建設工事の工程進捗を管理するための工程表である。
イ．労働者の健康診断結果を記録する帳票である。
ウ．排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを把握し、処理が適正に終了したことを確認するためである。
エ．産業廃棄物の所有権を発注者へ移すための書類である。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。廃棄物処理の追跡に用いる。
イ：不適切。産業廃棄物の管理票である。
ウ：適切。マニフェストは廃棄物の収集運搬・処分の流れを追跡し、不適正処理を防ぐ仕組みである。
エ：不適切。処理の流れと終了確認が主目的である。
総合解説：適切。マニフェストは廃棄物の収集運搬・処分の流れを追跡し、不適正処理を防ぐ仕組みである。中心論点は「マニフェストの目的を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0068 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：標準

電子マニフェストに関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．電子マニフェストを使うと、排出事業者の適正処理責任がなくなる。
イ．電子マニフェストは一般家庭ごみだけを対象とする。
ウ．電子マニフェストでは処理終了を確認できない。
エ．紙マニフェストに代えて電子情報により産業廃棄物の処理状況・終了を確認できる制度である。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。管理方法が電子化されるだけで排出事業者責任は残る。
イ：不適切。産業廃棄物処理の管理に利用される。
ウ：不適切。処理終了確認が制度の重要な機能である。
エ：適切。指定情報処理センターを介して情報を登録・報告し、処理状況を電子的に管理する。
総合解説：適切。指定情報処理センターを介して情報を登録・報告し、処理状況を電子的に管理する。中心論点は「電子マニフェストの位置付けを理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0069 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：基礎

紙のマニフェストに関する記録・写しの保存として、最も適切なものはどれか。
ア．法令に基づき、必要なマニフェストの写し等を5年間保存する。
イ．処理終了後すぐに廃棄してよい。
ウ．保存期間は一律1か月である。
エ．紙マニフェストは電子化していないため、保存義務がない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。紙マニフェストは処理の追跡・確認資料として所定期間保存する必要がある。
イ：不適切。保存義務がある。
ウ：不適切。法令上5年間の保存が必要である。
エ：不適切。紙マニフェストにも保存義務がある。
総合解説：適切。紙マニフェストは処理の追跡・確認資料として所定期間保存する必要がある。 中心論点は「紙マニフェストの保存を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0070 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：標準

建設現場における廃棄物の排出方法として、最も適切なものはどれか。
ア．処分が簡単になるため、すべての廃棄物を一つの容器に混合する。
イ．木くず、金属くず、がれき類等を可能な限り分別し、適正な再資源化・処理ができるよう管理する。

ウ．危険物を含む廃棄物も普通の木くずと混ぜてよい。
エ．分別は処分業者だけの責任で、排出現場では行わない。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。分別を原則とし、再資源化・適正処理を促進する。
イ：適切。分別排出は再資源化や適正処理を進め、建設混合廃棄物の削減につながる。
ウ：不適切。性状・法令区分に応じた適正な分別・管理が必要である。
エ：不適切。排出段階から適切に分別することが重要である。
総合解説：適切。分別排出は再資源化や適正処理を進め、建設混合廃棄物の削減につながる。 中心論点は「建設廃棄物を分別排出する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0071 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：応用

現場内で産業廃棄物を一時保管する場合の管理として、最も適切なものはどれか。
ア．雨で流れてもよいように、側溝の直上へ廃油容器を置く。
イ．廃棄物の種類が分からなくても、一つの山に積みばよい。
ウ．飛散・流出・悪臭・地下浸透等を防止し、廃棄物の種類が分かるよう区分して適切に保管する。
エ．現場内保管には廃棄物処理上の管理は一切不要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。流出・地下浸透等を防止する必要がある。
イ：不適切。適正処理のため分別・識別して保管する。
ウ：適切。保管中も生活環境保全上の支障を生じないよう必要な措置を講じる。
エ：不適切。保管基準等に沿った管理が必要である。
総合解説：適切。保管中も生活環境保全上の支障を生じないよう必要な措置を講じる。 中心論点は「廃棄物保管を適正に行う」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0072 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：基礎

処理費を削減するため、余った建設廃材を所有者の承諾なく空き地へ置くよう指示された場合の対応として、最も適切なものはどれか。
ア．少量なら不法投棄にはならないので実施する。
イ．工事関係者しか見ない場所なら廃棄してよい。
ウ．後日回収する予定なら、無断で長期間放置しても廃棄物処理法上問題ない。
エ．不法投棄となるおそれがあるため実施せず、許可を受けた処理ルートで適正に処理する。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。量の多少だけで合法となるものではない。
イ：不適切。場所の人目の有無に関係なく適正処理が必要である。
ウ：不適切。実態として不適正な投棄・保管とならないよう管理する。
エ：適切。廃棄物をみだりに捨てることは許されず、適正な処理ルートを確保する必要がある。
総合解説：適切。廃棄物をみだりに捨てることは許されず、適正な処理ルートを確保する必要がある。 中心論点は「不法投棄を防止する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0073 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：標準

元請業者が建設廃棄物処理を管理する方法として、最も適切なものはどれか。
ア．処理業者の許可、委託契約、マニフェスト、処理終了状況を確認し、下請任せにしない。
イ．下請業者に処理費を渡せば、処理先やマニフェストは確認しない。
ウ．処理業者の許可確認は下請だけが行い、元請は一切関与しない。
エ．廃棄物が現場からなくなれば、最終処分の確認は不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。元請は原則排出事業者として、廃棄物の適正処理を一連の流れで管理する。
イ：不適切。適正処理が確保されているか元請が確認する必要がある。
ウ：不適切。排出事業者として委託先を適切に確認する。
エ：不適切。処理終了を確認することが重要である。
総合解説：適切。元請は原則排出事業者として、廃棄物の適正処理を一連の流れで管理する。中心論点は「下請任せにせず元請が処理状況を確認する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0074 環境・資源法令 > 廃棄物処理法 | 難易度：標準

建設現場から産業廃棄物を外部委託で搬出する際の一連の管理として、最も適切なものはどれか。
ア．廃棄物を混合し、無許可業者に口頭で依頼し、搬出後は確認しない。
イ．分別・保管し、許可業者と書面契約を締結し、搬出時にマニフェスト等で引き渡し、処理終了まで確認する。
ウ．許可業者へ渡せば、契約書もマニフェストも不要である。
エ．マニフェストを作れば、分別や適正保管は不要である。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。複数の委託基準・管理義務に反する不適正な運用である。
イ：適切。排出から最終的な処理確認まで、各段階を法令に沿って管理する必要がある。
ウ：不適切。許可確認に加え必要な契約・管理票等が必要である。
エ：不適切。保管・分別・委託の各段階で適正管理が必要である。
総合解説：適切。排出から最終的な処理確認まで、各段階を法令に沿って管理する必要がある。中心論点は「産業廃棄物処理の流れを総合判断する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0075 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：標準

建設リサイクル法における特定建設資材として、最も適切な組合せはどれか。
ア．ガラス、石こうボード、塩化ビニル管、アルミニウムだけである。
イ．すべての建設資材が例外なく特定建設資材である。
ウ．コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートである。

エ．木材は特定建設資材には含まれない。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。これらだけが法定の特定建設資材ではない。
イ：不適切。法令で対象資材が定められている。
ウ：適切。対象建設工事ではこれら特定建設資材について分別解体等・再資源化等が求められる。
エ：不適切。木材は特定建設資材である。
総合解説：適切。対象建設工事ではこれら特定建設資材について分別解体等・再資源化等が求められる。 中心論点は「特定建設資材を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0076 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：基礎

特定建設資材を用いた建築物の解体工事について、建設リサイクル法の対象建設工事となる規模基準として、最も適切なものはどれか。
ア．小規模な解体も含め、床面積20㎡以上を対象建設工事とする。
イ．別制度の規模と混同し、床面積150㎡以上だけを対象とする。
ウ．建築物解体を面積ではなく、請負代金500万円以上だけで判断する。
エ．特定建設資材を用いた建築物解体は、床面積の合計80㎡以上を対象とする。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。法定基準は80㎡以上である。
イ：不適切。150㎡は建設業許可の木造住宅軽微工事基準で用いられる数値である。
ウ：不適切。建築物解体は床面積基準で判断する。
エ：適切。建築物の解体工事は床面積合計80㎡以上が基本的な対象規模である。
総合解説：適切。建築物の解体工事は床面積合計80㎡以上が基本的な対象規模である。 中心論点は「建築物解体工事の対象規模を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0077

環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：標準

特定建設資材を使用する建築物の新築又は増築工事が対象建設工事となる規模基準として、最も適切なものはどれか。

- ア．建築物の新築・増築は、床面積の合計500㎡以上を対象建設工事とする。
- イ．建築物解体の80㎡基準を、新築・増築にもそのまま適用する。
- ウ．より大規模な床面積1,500㎡以上だけが対象になるとする。
- エ．新築・増築も床面積ではなく、請負代金1億円以上だけで判断する。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。新築・増築工事は床面積合計500㎡以上が対象規模である。
イ：不適切。80㎡は建築物解体の基準である。
ウ：不適切。法定基準は500㎡以上である。
エ：不適切。新築・増築は床面積基準で判断する。
総合解説：適切。新築・増築工事は床面積合計500㎡以上が対象規模である。中心論点は「建築物新築・増築の対象規模を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0078

環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：応用

建築物の修繕・模様替え等の工事が建設リサイクル法の対象建設工事となる請負代金基準として、最も適切なものはどれか。

- ア．工作物工事の請負代金500万円基準を、建築物の修繕・模様替にも適用する。
- イ．建築物の修繕・模様替等は、請負代金1億円以上を対象規模とする。
- ウ．建設業許可の軽微工事に関する1,500万円基準を、修繕・模様替の対象基準とみなす。
- エ．建築一式工事の技術者専任に関する9,000万円基準を、修繕・模様替の対象基準とみなす。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。500万円は建築物以外の工作物工事の基準である。
イ：適切。建築物の修繕・模様替え等は請負代金1億円以上が対象規模である。
ウ：不適切。建設業許可の軽微な建築一式工事基準と混同している。
エ：不適切。建築一式工事の技術者専任金額基準と混同している。
総合解説：適切。建築物の修繕・模様替え等は請負代金1億円以上が対象規模である。中心論点は「修繕・模様替工事の対象規模を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0079 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：基礎

建築物以外の工作物に係る解体工事又は新築工事等が対象建設工事となる請負代金基準として、最も適切なものはどれか。

- ア．工作物工事について、請負代金80万円以上から対象になるとする。
- イ．特定建設業等の金額要件と混同し、請負代金5,000万円以上を対象とする。
- ウ．建築物以外の工作物工事は、請負代金500万円以上を対象建設工事とする。
- エ．建築物の修繕・模様替の基準と混同し、請負代金1億円以上を対象とする。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。法定基準は500万円以上である。
イ：不適切。建設業法の特定建設業等の金額要件と混同している。
ウ：適切。土木工事等のその他工作物工事では請負代金500万円以上が対象規模である。
エ：不適切。1億円は建築物の修繕・模様替え等の基準である。
総合解説：適切。土木工事等のその他工作物工事では請負代金500万円以上が対象規模である。中心論点は「建築物以外の工作物工事の対象規模を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0080 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：標準

建設リサイクル法の対象建設工事を実施する場合の届出として、最も適切なものはどれか。

- ア．元請業者が工事完了後7日以内に届け出る。
- イ．下請業者が契約締結前30日までに必ず届け出る。
- ウ．対象建設工事でも届出制度はない。
- エ．発注者又は自主施工者は、原則として工事着手の7日前までに都道府県知事へ届け出る。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。原則として発注者等が着手7日前までに届け出る。
イ：不適切。届出義務者・期限が異なる。
ウ：不適切。事前届出が法定手続として定められている。
エ：適切。対象建設工事では分別解体等の計画等について事前届出が必要である。
総合解説：適切。対象建設工事では分別解体等の計画等について事前届出が必要である。中心論点は「発注者の事前届出期限を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0081 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：基礎

対象建設工事の請負契約締結前に元請業者が行う対応として、最も適切なものはどれか。
ア．分別解体等の計画など法定事項について、発注者へ書面等で説明する。
イ．分別解体の方法は元請だけが知っていればよく、発注者への説明は不要である。
ウ．工事完了後に初めて分別解体計画を説明する。
エ．説明は下請業者だけに行い、発注者には行わない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。発注者が適切に届出・契約できるよう、元請から事前説明を行う。
イ：不適切。法定の事前説明手続がある。
ウ：不適切。契約締結前に必要な事項を説明する。
エ：不適切。元請から発注者への説明が必要である。
総合解説：適切。発注者が適切に届出・契約できるよう、元請から事前説明を行う。中心論点は「元請から発注者への事前説明を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0082 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：標準

建設リサイクル法の対象建設工事の受注者等に求められる対応として、最も適切なものはどれか。
ア．解体材はすべて混合し、最終処分場へ直接埋立てればよい。
イ．特定建設資材を現場で適切に分別解体等し、発生した特定建設資材廃棄物について再資源化等を行う。
ウ．再資源化は発注者の任意で、受注者には関係しない。
エ．新築工事では特定建設資材を使用しても建設リサイクル法は一切適用されない。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。対象資材について分別・再資源化等が必要である。
イ：適切。分別解体等と再資源化等が建設リサイクル法の中核的義務である。
ウ：不適切。受注者等に実施義務がある。
エ：不適切。一定規模以上の新築・増築も対象となる。
総合解説：適切。分別解体等と再資源化等が建設リサイクル法の中核的義務である。中心論点は「分別解体等と再資源化等の義務を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0083 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：応用

対象建設工事の再資源化等が完了した後の元請業者の対応として、最も適切なものはどれか。
ア．発注者への報告は不要で、処理業者だけが知っていればよい。
イ．報告は工事着手前に完了したものとして作成する。
ウ．再資源化等の実施状況について発注者へ書面で報告する。
エ．報告対象は工事代金だけで、再資源化の実施状況は含まない。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。元請から発注者への完了報告が必要である。
イ：不適切。実際の再資源化等の実施後に報告する。
ウ：適切。元請業者は再資源化等の完了後、必要事項を発注者へ報告する。
エ：不適切。再資源化等の実施状況を報告する。
総合解説：適切。元請業者は再資源化等の完了後、必要事項を発注者へ報告する。中心論点は「再資源化完了後の発注者報告を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0084 環境・資源法令 > 建設リサイクル法 | 難易度：標準

床面積600㎡の建築物を新築し、コンクリート等の特定建設資材を使用する工事の取扱いとして、最も適切なものはどれか。
ア．80㎡未満ではないため、建築物解体工事としてだけ届出する。
イ．請負代金が1億円未満なら、新築工事は床面積に関係なく対象外である。
ウ．特定建設資材を使用していても、新築工事は再資源化義務の対象外である。
エ．500㎡以上の新築工事であるため対象建設工事となり、分別解体等・再資源化等や届出等の法定手続を行う。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。工事種別は新築であり500㎡基準を適用する。
イ：不適切。新築・増築は床面積基準で判断する。
ウ：不適切。一定規模以上の新築工事は対象である。
エ：適切。新築・増築は床面積500㎡以上が対象であり、600㎡は基準以上である。
総合解説：適切。新築・増築は床面積500㎡以上が対象であり、600㎡は基準以上である。中心論点は「対象工事かどうかを総合判断する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0085 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：標準

騒音規制法に基づく特定建設作業の騒音基準として、最も適切なものはどれか。
ア．特定建設作業の場所の敷地境界線において85dBを超えないこととされている。
イ．敷地境界線で55dBを超えないことが全国一律の特定建設作業基準である。
ウ．作業員の耳元で85dBを超えないことだけを定めている。
エ．特定建設作業には騒音値の基準がない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。特定建設作業の騒音は敷地境界線で85dBが基準である。
イ：不適切。特定建設作業の法定基準値は85dBである。
ウ：不適切。騒音規制法の特定建設作業基準は敷地境界線で評価する。
エ：不適切。法令に基準が定められている。
総合解説：適切。特定建設作業の騒音は敷地境界線で85dBが基準である。 中心論点は「特定建設作業の騒音基準を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0086 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：基礎

振動規制法に基づく特定建設作業の振動基準として、最も適切なものはどれか。
ア．騒音規制の85dBという値を、振動基準にもそのまま適用する。
イ．特定建設作業の振動は、作業場所の敷地境界線で75dBを超えないものとする。
ウ．より低い45dBを、特定建設作業の振動基準として用いる。
エ．振動規制法には特定建設作業の基準値自体がないとする。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。85dBは特定建設作業の騒音基準である。
イ：適切。特定建設作業に伴う振動の基準値は75dBである。
ウ：不適切。特定建設作業の振動基準値とは異なる。
エ：不適切。法令上の基準がある。
総合解説：適切。特定建設作業に伴う振動の基準値は75dBである。 中心論点は「特定建設作業の振動基準を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0087 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：標準

指定地域内で特定建設作業を伴う工事を施工する場合の届出時期として、最も適切なものはどれか。
ア．作業開始後7日以内でよい。
イ．工事全体の完成7日前まででよい。
ウ．原則として特定建設作業開始の日の7日前までに届け出る。
エ．届出期限は一律30日前である。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。原則は事前届出である。
イ：不適切。基準となるのは特定建設作業の開始日である。
ウ：適切。騒音規制法・振動規制法とも、特定建設作業には原則7日前までの届出が定められている。
エ：不適切。原則7日前である。
総合解説：適切。騒音規制法・振動規制法とも、特定建設作業には原則7日前までの届出が定められている。中心論点は「特定建設作業の事前届出期限を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0088 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：応用

指定地域内の特定建設作業について、騒音規制法上の届出義務者として最も適切なものはどれか。
ア．特定建設作業を行う作業員個人である。
イ．近隣住民が工事前に届け出る。
ウ．資材メーカーが必ず届け出る。
エ．建設工事の元請負人である。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。個々の作業員が届出義務者となる制度ではない。
イ：不適切。施工側の元請負人が届出を行う。
ウ：不適切。工事の元請負人が届出義務者である。
エ：適切。特定建設作業を統轄管理する実態から、届出義務者は元請負人とされている。
総合解説：適切。特定建設作業を統轄管理する実態から、届出義務者は元請負人とされている。中心論点は「騒音規制法の届出義務者を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0089 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：基礎

建築物等の解体・改修工事を行う場合の石綿対策として、最も適切なものはどれか。
ア．工事前に石綿含有建材の使用の有無を調査し、その結果に応じて必要な飛散防止措置等を講じる。
イ．建物が新しそうであれば、調査せず解体してよい。
ウ．石綿調査は工事完了後に行う。
エ．石綿が見つかったも、通常の解体方法を変更する必要はない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。大気汚染防止法では解体・改修工事における石綿含有建材の事前調査が重要な基本義務となっている。
イ：不適切。法令・対象条件に従って事前調査を行う。
ウ：不適切。解体・改修前に確認する必要がある。
エ：不適切。飛散防止のため作業基準等に従った措置が必要である。
総合解説：適切。大気汚染防止法では解体・改修工事における石綿含有建材の事前調査が重要な基本義務となっている。 中心論点は「石綿事前調査の義務を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0090 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：標準

吹付け石綿等の特定建築材料に係る解体等作業を行う場合の対応として、最も適切なものはどれか。
ア．石綿含有が確認されても、届出や飛散防止は一切不要である。
イ．対象となる特定粉じん排出等作業について、法令に基づく事前届出や作業基準の遵守を確認する。
ウ．石綿に関する届出は廃棄物処理業者だけが行えばよく、工事側は確認しない。
エ．石綿は建物内部にある限り、解体時にも飛散しないので対策不要である。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。対象作業には法定手続・作業基準がある。
イ：適切。吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材に係る作業には届出が必要となる場合がある。
ウ：不適切。工事の実施に必要な大気汚染防止法上の手続を確認する。
エ：不適切。解体・除去時の飛散防止が重要である。
総合解説：適切。吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材に係る作業には届出が必要となる場合がある。 中心論点は「特定粉じん排出等作業の届出を理解する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0091 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：基礎

土壌汚染対策法に基づく指定区域等で掘削を伴う工事を行う場合の対応として、最も適切なものはどれか。

ア．通常の建設工事であれば、土壌汚染区域の指定は無視してよい。

イ．汚染土壌は一般残土と同じように自由に場外搬出できる。

ウ．区域の指定状況や必要な届出・施工方法を確認し、汚染土壌の飛散・搬出等を法令に従って管理する。

エ．土壌汚染対策法は工場操業だけに適用され、建設工事の掘削には関係しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。土地形質変更に関する法規制を確認する必要がある。

イ：不適切。汚染土壌の搬出・処理には法令上の管理が必要である。

ウ：適切。汚染区域での土地の形質変更には届出や施工方法の規制があり得るため、着工前確認が必要である。

エ：不適切。土地の形質変更を伴う建設工事にも関係する。

総合解説：適切。汚染区域での土地の形質変更には届出や施工方法の規制があり得るため、着工前確認が必要である。 中心論点は「土壌汚染区域での土地形質変更を適切に扱う」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0092 環境・資源法令 > 環境関連規制 | 難易度：標準

既存建築物の解体工事で、石綿含有建材の可能性がある、特定建設作業も予定されている場合の法令対応として、最も適切なものはどれか。

ア．一つの環境法令へ届出をすれば、他の環境法令上の手続はすべて免除される。

イ．解体工事は廃棄物処理法だけ確認すればよく、騒音や石綿規制は関係しない。

ウ．元請は施工だけを管理し、法令届出の要否は一切確認しなくてよい。

エ．石綿事前調査・必要な報告や飛散防止、特定建設作業の騒音・振動届出等をそれぞれ確認し、該当する複数法令へ対応する。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。法令ごとに適用要件・手続を確認する。

イ：不適切。作業内容に応じ複数法令が関係する。

ウ：不適切。施工計画段階で関係法令を整理し適切に手続する必要がある。

エ：適切。工事内容によって大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法等が重複適用されることがある。

総合解説：適切。工事内容によって大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法等が重複適用されることがある。 中心論点は「複数環境法令を工事計画へ反映する」。法規問題では、制度の目的と適用主体を押さえたうえで、金額・日数・面積・資格区分などの現行基準を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0093 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：標準

道路上で建設工事や作業を行う場合の道路使用許可に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．道路交通法第77条に基づき、原則としてその場所を管轄する警察署長の許可を受ける。
イ．道路管理者の道路占用許可だけを受ければ、道路使用許可は常に不要である。
ウ．工事場所の所有者が許可すれば、警察署長の許可は不要である。
エ．夜間工事であれば道路使用許可制度は適用されない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。道路における工事・作業は道路使用許可の代表的な対象であり、所轄警察署長が許可主体となる。
イ：不適切。道路占用と道路使用は根拠法令・許可主体・目的が異なり、双方が必要となる場合がある。
ウ：不適切。道路交通法上の道路使用許可は別途必要となる。
エ：不適切。時間帯だけで許可制度の適用がなくなるわけではない。
総合解説：適切。道路における工事・作業は道路使用許可の代表的な対象であり、所轄警察署長が許可主体となる。中心論点は「道路使用許可の対象を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0094 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：基礎

道路法上の「道路占用」に関する説明として、最も適切なものはどれか。
ア．道路を一時通行することをすべて道路占用という。
イ．道路に一定の工作物・物件・施設を設け、道路空間を独占的・継続的に使用することであり、原則として道路管理者の許可が必要である。
ウ．道路占用は警察署長だけが許可する。
エ．道路占用は道路の地下部分にしか成立しない。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。通常の通行は道路の一般使用であり、占用とは異なる。
イ：適切。工事用足場・板囲い・材料置場なども、道路法令上の占用物件となる場合がある。
ウ：不適切。道路占用許可の主体は道路管理者である。
エ：不適切。地上・上空・地下の道路空間が対象となり得る。
総合解説：適切。工事用足場・板囲い・材料置場なども、道路法令上の占用物件となる場合がある。中心論点は「道路占用の意味を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0095 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：標準

- 道路上に工事用足場を設置して、その周辺で作業を行う場合の許可関係として、最も適切なものはどれか。
- ア．道路占用許可と道路使用許可は同一制度なので、どちらか一方の申請で自動的に両方が許可される。
- イ．足場は建築工事用なので道路占用物件にはならない。
- ウ．道路占用許可に加え、道路交通への影響がある作業について道路使用許可も必要となることがある。
- エ．道路使用許可を受ければ、道路管理者への手続はどのような場合でも不要となる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：不適切。根拠法令・許可主体が異なる。
- イ：不適切。工事用足場は占用物件となり得る。
- ウ：適切。足場の継続設置は道路占用、道路上での工事・作業は道路使用に該当し得るため、双方の手続を確認する。
- エ：不適切。道路占用に該当すれば道路管理者の許可も必要である。
- 総合解説：適切。足場の継続設置は道路占用、道路上での工事・作業は道路使用に該当し得るため、双方の手続を確認する。 中心論点は「道路使用と道路占用を区別する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。
- 対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0096 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：応用

- 道路管理者以外の者が、車両出入口設置のため歩道を切り下げる工事を行う場合の手続として、最も適切なものはどれか。
- ア．道路交通法第77条の道路使用許可だけで、歩道の構造変更まで自由に行える。
- イ．民地側の所有者が同意すれば、道路管理者の承認は不要である。
- ウ．道路法第24条は道路管理者自身が行う直轄工事だけを定めた規定である。
- エ．道路法第24条に基づき、道路工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受ける。

答え・解説

正答：エ

- ア：不適切。道路そのものの工事には道路管理者の承認が必要となる。
- イ：不適切。道路部分の工事には道路法上の手続が必要である。
- ウ：不適切。道路管理者以外の者が行う道路工事の承認制度である。
- エ：適切。道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合、道路法第24条の承認工事となる代表例が歩道切下げである。
- 総合解説：適切。道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合、道路法第24条の承認工事となる代表例が歩道切下げである。 中心論点は「道路法24条承認工事を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。
- 対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0097 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：基礎

道路法第24条の承認を受けて、店舗出入口のため歩道切下げ工事を行う場合の費用負担として、最も適切なものはどれか。
ア．原則として承認を受けて工事を行う者が負担する。
イ．道路管理者が必ず全額負担する。
ウ．工事費は警察署が負担する。
エ．歩道切下げは道路工事ではないため費用負担の考え方は存在しない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。道路法第24条の承認工事は、一般に申請者・設置者の必要により行うため、その費用は承認を受けた者が負担する。
イ：不適切。承認工事の費用は原則申請者側の負担である。
ウ：不適切。警察は道路使用許可の主体であり、承認工事費の負担者ではない。
エ：不適切。道路法第24条の承認工事に該当する代表例である。
総合解説：適切。道路法第24条の承認工事は、一般に申請者・設置者の必要により行うため、その費用は承認を受けた者が負担する。 中心論点は「道路工事施行承認の費用負担を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0098 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：標準

工事現場から発生した土砂を道路上に一時的に大量堆積し、一般交通に支障を生じさせる行為として、最も適切な説明はどれか。
ア．工事目的であれば道路上への土砂堆積は量にかかわらず自由である。
イ．道路法上、みだりに道路へ土石等を堆積し、道路構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある行為はしてはならない。
ウ．交通に支障があっても、工事関係者が監視していれば適法となる。
エ．道路法は道路構造だけを対象とし、交通への支障は対象としない。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。工事目的でも道路法・道路交通法等の規制を受ける。
イ：適切。道路法第43条は道路の損傷・汚損や、交通等に支障を及ぼす物件の堆積等を禁止している。
ウ：不適切。禁止行為や必要な許可手続を無視できない。
エ：不適切。道路の構造又は交通に支障を及ぼす行為も規制対象である。
総合解説：適切。道路法第43条は道路の損傷・汚損や、交通等に支障を及ぼす物件の堆積等を禁止している。 中心論点は「道路法上の禁止行為を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0099 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：基礎

道路使用許可を受けた工事で、許可された作業時間より2時間延長する必要があるが生じた。最も適切な対応はどれか。

ア．工期が遅れていれば許可時間を自由に延長できる。

イ．誘導員を増員すれば、許可時間の制限は無効になる。

ウ．許可条件を確認し、必要な変更手続や警察との調整を行ったうえで延長する。

エ．道路使用許可は取得した時点で、その後の条件変更は一切管理しなくてよい。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。許可条件を守り、変更が必要なら所定の手続を確認する。

イ：不適切。人員配置で許可条件自体が消えるわけではない。

ウ：適切。許可条件は交通安全確保のため付されているため、現場判断だけで自由に変更してはならない。

エ：不適切。許可内容と現場実態を一致させる必要がある。

総合解説：適切。許可条件は交通安全確保のため付されているため、現場判断だけで自由に変更してはならない。中心論点は「道路使用許可条件を遵守する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0100 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：標準

道路占用許可を受けた工事用足場について、道路側への張出し幅を大きく変更する場合の対応として、最も適切なものはどれか。

ア．当初許可があれば、張出し幅は自由に変更できる。

イ．足場の変更は建築側の問題だけなので、道路管理者へ伝えない。

ウ．道路使用許可があれば道路占用内容を自由に変更できる。

エ．道路管理者へ変更内容を示し、占用許可条件に基づく変更手続の要否を確認してから施工する。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。占用条件を変える場合は道路管理者への確認が必要である。

イ：不適切。道路占用条件へ影響する。

ウ：不適切。道路使用許可と道路占用許可は別制度である。

エ：適切。占用の場所・構造等は許可審査の重要事項であり、無断変更は適切でない。

総合解説：適切。占用の場所・構造等は許可審査の重要事項であり、無断変更は適切でない。中心論点は「道路占用物件の変更時に手続を確認する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0101 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：応用

国道上に工事用材料置場を継続設置し、同時に車線規制を伴う作業を行う場合の手続として、最も適切なものはどれか。

ア．道路管理者への道路占用許可と、所轄警察署長への道路使用許可の双方について要否を確認する。

イ．道路管理者への申請だけで、警察関係手続は不要である。

ウ．警察署長への申請だけで、材料置場の継続占用は自由にできる。

エ．国道では国の道路なので、道路交通法は適用されない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。道路空間の継続占用と交通に影響する道路上作業では、それぞれの法令に基づく手続が必要となり得る。

イ：不適切。車線規制を伴う作業は道路使用許可の対象となり得る。

ウ：不適切。道路占用は道路管理者の許可対象となる。

エ：不適切。国道にも道路交通法は適用される。

総合解説：適切。道路空間の継続占用と交通に影響する道路上作業では、それぞれの法令に基づく手続が必要となり得る。中心論点は「道路管理者と警察の役割を区別する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0102 道路・河川等 > 道路法・道路交通法 | 難易度：標準

歩道切下げ工事の施工方法を変更し、作業範囲が車道側へ拡大する場合の対応として、最も適切なものはどれか。

ア．道路工事施行承認を受けているので、交通規制条件の変更は自由である。

イ．道路法第24条の承認内容と道路使用許可条件への影響を確認し、必要な再協議・変更手続を行う。

ウ．車道側へ作業が広がっても、工事名が同じなら手続確認は不要である。

エ．道路使用許可を受けていれば、歩道構造を任意に変更できる。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。道路使用許可条件は別に管理される。

イ：適切。道路構造の工事内容と交通規制条件の双方が変わる可能性があるため、道路管理者・警察それぞれの手続を確認する。

ウ：不適切。実際の作業範囲・方法が許可条件に適合するか確認する必要がある。

エ：不適切。道路構造に関する工事は道路管理者の承認対象である。

総合解説：適切。道路構造の工事内容と交通規制条件の双方が変わる可能性があるため、道路管理者・警察それぞれの手続を確認する。中心論点は「道路上工事の計画変更を総合管理する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0103 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：標準

河川の流水を継続的に取水して工事用水等に使用する場合は河川法上の手続として、最も適切なものはどれか。

- ア．土地を占有しなければ、流水はいくらでも無許可で使用できる。
- イ．流水占有は警察署長が許可する。
- ウ．原則として河川法第23条に基づく流水占有の許可等を河川管理者から受ける。
- エ．工事用水であれば河川法の対象外である。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。流水そのものの占有には河川法第23条の手続がある。
イ：不適切。河川管理者が許可主体である。
ウ：適切。河川からの取水など流水の占有には河川管理者の許可等が必要である。
エ：不適切。用途だけで無許可となるわけではない。
総合解説：適切。河川からの取水など流水の占有には河川管理者の許可等が必要である。中心論点は「流水占有の許可を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0104 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：基礎

河川敷を工事用ヤードとして排他的・継続的に使用する場合は手続として、最も適切なものはどれか。

- ア．河川敷は公共用物なので、誰でも排他的に無許可使用できる。
- イ．河川区域内の土地占有は道路管理者が許可する。
- ウ．1日でも使用すれば必ず土地所有権を取得する。
- エ．河川法第24条に基づき、原則として河川管理者の土地占有許可を受ける。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。自由使用と排他的・継続的占有は異なる。
イ：不適切。河川管理者が許可する。
ウ：不適切。占有許可は所有権取得ではない。
エ：適切。河川区域内の土地を排他的・継続的に使用する場合は土地占有許可が必要である。
総合解説：適切。河川区域内の土地を排他的・継続的に使用する場合は土地占有許可が必要である。中心論点は「河川区域内の土地占有を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0105 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：標準

河川区域内に仮設栈橋を新設する場合の河川法上の手続として、最も適切なものはどれか。
ア．原則として河川法第26条第1項に基づく工作物の新築等の許可を河川管理者から受ける。
イ．仮設工作物は河川法上の工作物に含まれないため常に無許可でよい。
ウ．工作物の新築は河川法第24条の土地占用許可だけで必ず足りる。
エ．河川区域内の民有地なら第26条は適用されない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。河川区域内での工作物の新築・改築・除却は河川法第26条の許可対象である。
イ：不適切。仮設であっても河川管理へ影響する工作物は許可対象となり得る。
ウ：不適切。土地占用と工作物新築は別条文の許可が必要となる場合がある。
エ：不適切。河川区域内では民有地にも適用される。
総合解説：適切。河川区域内での工作物の新築・改築・除却は河川法第26条の許可対象である。中心論点は「工作物の新築等の許可を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0106 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：応用

河川区域内で土地の掘削や盛土を行う場合の河川法上の手続として、最も適切なものはどれか。
ア．河川区域では建物を建てなければ、土地の掘削は自由である。
イ．原則として河川法第27条第1項に基づき、河川管理者の許可を受ける。
ウ．掘削は第27条、盛土は河川法の対象外である。
エ．竹木の伐採は土地の形状変更と無関係なので、河川法上常に自由である。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。土地の形状変更自体が許可対象である。
イ：適切。河川区域内の土地の掘削・盛土・切土などの形状変更は許可対象である。
ウ：不適切。掘削・盛土・切土等が対象となる。
エ：不適切。竹木の植栽・伐採も第27条の許可対象となる場合がある。
総合解説：適切。河川区域内の土地の掘削・盛土・切土などの形状変更は許可対象である。中心論点は「土地の形状変更の許可を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0107 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：基礎

河川保全区域内で、河岸や河川管理施設へ影響を及ぼすおそれのある掘削や工作物設置を行う場合の対応として、最も適切なものはどれか。

ア．河川区域外であれば、河川法は一切適用されない。

イ．河川保全区域は道路交通法だけで指定される区域である。

ウ．河川法第55条等に基づく許可の要否を確認し、必要な場合は河川管理者の許可を受ける。

エ．建築確認を受ければ、河川保全区域の許可は必ず不要になる。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。河川保全区域等にも規制がある。

イ：不適切。河川法上の制度である。

ウ：適切。河川区域の外側でも、河川保全区域では河川管理へ影響する一定行為が規制される。

エ：不適切。建築基準法と河川法は別の手続である。

総合解説：適切。河川区域の外側でも、河川保全区域では河川管理へ影響する一定行為が規制される。中心論点は「河川保全区域の許可を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0108 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：標準

河川から取水するため河川区域内に取水設備を設置し、河川敷も占用する計画で必要となる河川法手続の考え方として、最も適切なものはどれか。

ア．流水占用許可を受ければ、土地占用や工作物設置の許可は自動的に免除される。

イ．土地占用許可だけで、河川水を自由に取水できる。

ウ．複数の許可は互いに矛盾するため、同時に申請してはならない。

エ．流水占用、土地占用、工作物設置など該当する複数の許可を整理し、原則として一連の手続を同時に進める。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。各行為に対応する許可が別途必要となる場合がある。

イ：不適切。流水占用には別の手続が必要である。

ウ：不適切。関連する許可を同時に申請する原則がある。

エ：適切。水利使用では第23条、第24条、第26条等が重複して必要となることがあり、同時申請の原則がある。

総合解説：適切。水利使用では第23条、第24条、第26条等が重複して必要となることがあり、同時申請の原則がある。中心論点は「複数の河川法許可を同時に検討する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0109 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：基礎

河川区域内に含まれる民有地で工作物を新築する場合の考え方として、最も適切なものはどれか。
ア．土地所有権が私人にあっても、河川区域内であれば河川法第26条等の許可が必要となる場合がある。

- イ．自分の土地なら、河川区域内でも河川管理者の許可は一切不要である。
ウ．民有地では河川法第26条ではなく道路法だけが適用される。
エ．所有者の承諾があれば、河川管理への影響は審査されない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。河川管理上の規制は土地の所有関係だけでなく、河川区域であることに基づいて適用される。
イ：不適切。民有地でも工作物新築等の規制が適用される。
ウ：不適切。河川区域内の工作物は河川法の対象となる。
エ：不適切。河川管理上の安全・機能確保の観点から許可審査が行われる。
総合解説：適切。河川管理上の規制は土地の所有関係だけでなく、河川区域であることに基づいて適用される。
中心論点は「河川区域内民有地への規制を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0110 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：標準

河川区域内の仮設栈橋について、許可後に位置と構造を大きく変更する必要が生じた。最も適切な対応はどれか。

- ア．工事期間内なら、許可後は位置・構造を自由に変更できる。
イ．当初許可との相違を整理し、河川管理者へ変更手続の要否を確認して必要な許可等を受ける。
ウ．仮設工作物なので変更報告は一切不要である。
エ．現場監督が安全と判断すれば、河川管理者への確認は不要である。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。許可条件との整合を確認する必要がある。
イ：適切。工作物の位置・構造は河川管理へ影響するため、許可内容を無断で変更してはならない。
ウ：不適切。仮設でも河川管理への影響を確認する。
エ：不適切。法定許可の変更要否は河川管理者と確認する。
総合解説：適切。工作物の位置・構造は河川管理へ影響するため、許可内容を無断で変更してはならない。中心論点は「許可条件変更時に再協議する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0111 道路・河川等 > 河川法 | 難易度：応用

河川区域内で「土地を占用し、その土地に仮設事務所を設け、周囲を盛土する」場合の許可関係として、最も適切なものはどれか。

ア．土地占用許可を一つ受ければ、工作物設置や盛土の許可は必ず不要である。

イ．仮設事務所は建築物なので、河川法の工作物許可は適用されない。

ウ．土地占用、工作物新築、土地の形状変更について、それぞれ河川法第24条・第26条・第27条等の許可要否を確認する。

エ．盛土は土地を増やす行為なので河川法第27条の対象外である。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。異なる規制行為に別の許可が必要となることがある。

イ：不適切。河川区域内の工作物設置として河川法の対象となり得る。

ウ：適切。一つの工事でも複数の規制行為が含まれれば、それぞれに対応する手を整理する。

エ：不適切。盛土は土地の形状変更として対象となる。

総合解説：適切。一つの工事でも複数の規制行為が含まれれば、それぞれに対応する手を整理する。中心論点は「河川法上の各許可を区別する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0112 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：標準

道路上に工事用板囲いを継続設置する場合の道路占用許可の主体として、最も適切なものはどれか。

ア．所轄警察署長だけである。

イ．工事発注者だけである。

ウ．労働基準監督署長である。

エ．当該道路の道路管理者である。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。警察署長は道路使用許可の主体であり、道路占用許可は道路管理者が行う。

イ：不適切。発注者の承諾と道路法上の占用許可は別である。

ウ：不適切。労働安全衛生を監督する機関であり、道路占用許可主体ではない。

エ：適切。道路占用許可は道路法第32条に基づき道路管理者が行う。

総合解説：適切。道路占用許可は道路法第32条に基づき道路管理者が行う。中心論点は「道路占用許可の審査主体を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0113 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：基礎

河川区域内の国有河川敷地を排他的・継続的に使用する場合は許可主体として、最も適切なものはどれか。

ア．河川管理者である。

イ．警察署長である。

ウ．消防署長である。

エ．建築主事である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。河川法第24条の土地占用許可は河川管理者が行う。

イ：不適切。道路使用許可とは異なる。

ウ：不適切。河川敷占用の許可主体ではない。

エ：不適切。建築確認の審査主体とは異なる。

総合解説：適切。河川法第24条の土地占用許可は河川管理者が行う。中心論点は「河川土地占用の許可主体を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0114 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：標準

道路上へ足場を30日間設置し、設置・解体時に車線規制を行う場合の許可関係として、最も適切なものはどれか。

ア．両方とも警察署長が許可する。

イ．足場の継続設置は道路管理者の道路占用許可、車線規制を伴う作業は警察署長の道路使用許可を確認する。

ウ．両方とも道路管理者が許可する。

エ．足場は工事用なので、どちらの許可も不要である。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。道路占用は道路管理者が許可する。

イ：適切。占用と使用は同じ道路空間を対象にしても、法的な性質と許可主体が異なる。

ウ：不適切。道路使用許可は所轄警察署長が行う。

エ：不適切。道路を占用・使用する場合は該当手続が必要となる。

総合解説：適切。占用と使用は同じ道路空間を対象にしても、法的な性質と許可主体が異なる。中心論点は「道路使用と占用の許可主体を整理する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0115 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：応用

河川敷を資材置場として占用し、その中に仮設倉庫を設ける場合の河川法上の考え方として、最も適切なものはどれか。

ア．土地占用許可があれば、工作物は種類・規模に関係なく自由に設置できる。

イ．仮設倉庫は建築基準法だけの対象で河川法は関係しない。

ウ．土地占用許可に加え、仮設倉庫の設置について工作物新築許可の要否も確認する。

エ．工作物許可だけ受ければ、土地を排他的に占用しても第24条は不要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。工作物設置には別途河川法第26条の許可が必要となる場合がある。

イ：不適切。河川区域内の工作物として河川法も関係する。

ウ：適切。土地の排他的使用と工作物の設置は別の規制行為であり、複数許可が必要となる場合がある。

エ：不適切。土地占用について別途許可が必要となる場合がある。

総合解説：適切。土地の排他的使用と工作物の設置は別の規制行為であり、複数許可が必要となる場合がある。中心論点は「河川の土地占用と工作物許可を区別する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0116 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：基礎

道路占用許可の一般的な審査の考え方として、最も適切なものはどれか。

ア．占用料を払えば、物件の種類や安全性に関係なく必ず許可される。

イ．申請者が土地を所有していれば、道路上も自由に占用できる。

ウ．交通への影響は道路使用許可だけの問題なので、道路占用審査では考慮しない。

エ．法令上占用可能な物件であり、道路敷地外に余地がないためやむを得ないこと、位置・構造等が基準に適合することなどを確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。占用料の支払だけで許可要件を満たすわけではない。

イ：不適切。道路は公共用物であり道路法上の許可が必要である。

ウ：不適切。道路占用でも道路構造・交通への支障等が審査される。

エ：適切。道路占用は公共性・計画性・安全性を踏まえ、法令上の占用許可基準に適合する必要がある。

総合解説：適切。道路占用は公共性・計画性・安全性を踏まえ、法令上の占用許可基準に適合する必要がある。中心論点は「道路占用の許可基準の考え方を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0117 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：標準

道路占用許可図では足場幅1.0mであるが、現場都合で1.5mへ拡幅しようとする場合の対応として、最も適切なものはどれか。

- ア．施工前に道路管理者へ相談し、変更許可等の必要な手続を行って許可内容と現場を一致させる。
- イ．0.5m程度の変更なら現場判断で自由に施工する。
- ウ．交通誘導員を増やせば道路占用許可の変更は不要になる。
- エ．工事完了後に変更したことだけ報告すれば必ずよい。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。占用範囲は許可内容の重要事項であり、無断変更を避ける必要がある。
イ：不適切。許可範囲を超える変更は手続確認が必要である。
ウ：不適切。誘導員配置と占用許可範囲は別の問題である。
エ：不適切。原則として変更前に必要な手続を確認する。
総合解説：適切。占用範囲は許可内容の重要事項であり、無断変更を避ける必要がある。中心論点は「許可内容と現場施工を一致させる」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0118 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：標準

- 工事中足場による道路占用が終了した場合の管理として、最も適切なものはどれか。
- ア．工事が終われば足場基礎や固定金物を道路上に残してよい。
 - イ．許可条件に従って占用物件を撤去し、必要な原状回復・道路管理者の確認等を行う。
 - ウ．占用料を支払っていれば、占用期間終了後も無期限に置いてよい。
 - エ．原状回復の要否は施工者だけで決め、道路管理者の条件は確認しない。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。許可条件に沿って撤去・原状回復を行う。
イ：適切。占用終了後は公共用道路として安全に利用できる状態へ戻す必要がある。
ウ：不適切。許可された期間・条件を守る必要がある。
エ：不適切。許可条件・道路管理者の指示に従う。
総合解説：適切。占用終了後は公共用道路として安全に利用できる状態へ戻す必要がある。中心論点は「占用終了後の原状回復を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0119 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：応用

河川区域内にある道路橋の近くで、河川敷を占用しながら道路上からクレーン作業を行う場合の手続として、最も適切なものはどれか。

ア．河川法の許可を一つ受ければ、道路関係法令の許可はすべて不要になる。

イ．道路使用許可だけで河川敷を排他的に占用できる。

ウ．河川法上の占用・工作物等の許可と、道路法・道路交通法上の占用・使用許可をそれぞれ整理する。

エ．行政許可は最も厳しい法令一つだけ受ければ、他法令は適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。法令ごとに適用要件・許可主体が異なる。

イ：不適切。河川敷占用には河川法上の手続が必要である。

ウ：適切。一つの施工場所に複数の行政法規が重複適用されることがあり、それぞれの許可主体・手続を確認する。

エ：不適切。複数法令が並行して適用される場合がある。

総合解説：適切。一つの施工場所に複数の行政法規が重複適用されることがあり、それぞれの許可主体・手続を確認する。中心論点は「許可の重複適用を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0120 道路・河川等 > 占用・許可 | 難易度：標準

道路・河川の占用を伴う工事の施工計画として、最も適切なものはどれか。

ア．許可申請は現場着工後に行えばよく、工程計画には含めない。

イ．行政手続は工事品質と無関係なので施工管理者は把握しなくてよい。

ウ．許可条件は契約外事項なので、作業員へ周知しない。

エ．必要な許可・承認、審査期間、関係機関協議、許可条件を整理し、着工条件として工程表へ組み込む。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。許可を要する作業は原則必要な手続完了後に開始する。

イ：不適切。施工可否・方法・期間に直接影響する。

ウ：不適切。実施工に関係する条件は関係者へ周知する。

エ：適切。許可未取得は施工開始を妨げるため、行政手続を工程上の前提条件として管理する。

総合解説：適切。許可未取得は施工開始を妨げるため、行政手続を工程上の前提条件として管理する。中心論点は「許可取得を工程に組み込む」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0121 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：標準

2025年4月1日施行後の木造建築物の区分に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．階数2以上又は延べ面積200㎡を超える木造建築物等は、原則として新2号建築物に該当する。
イ．木造建築物は延べ面積500㎡以下なら、階数に関係なくすべて新3号建築物である。
ウ．新2号建築物は鉄骨造だけを対象とし、木造は含まない。
エ．2025年4月以降も旧4号建築物の区分がそのまま存続している。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。2025年4月の改正施行により、木造建築物の確認・検査対象区分が見直された。
イ：不適切。階数2以上又は延べ面積200㎡超は新2号建築物となる。
ウ：不適切。木造建築物も規模により新2号となる。
エ：不適切。旧4号区分は見直され、新2号・新3号等の区分へ整理された。
総合解説：適切。2025年4月の改正施行により、木造建築物の確認・検査対象区分が見直された。中心論点は「2025年改正後の新2号建築物を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0122 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：基礎

2025年4月1日施行後の新3号建築物に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．2階建てで延べ面積200㎡以下なら必ず新3号建築物である。
イ．1号・2号建築物以外で、都市計画区域等の区域内にある平屋建てかつ延べ面積200㎡以下の建築物等が該当する。
ウ．平屋でも延べ面積200㎡を超えれば新3号建築物である。
エ．都市計画区域等内の小規模建築物は建築確認の対象にならない。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。階数2以上は新2号建築物となる。
イ：適切。新3号建築物は小規模な平屋建て建築物等を中心とする区分である。
ウ：不適切。200㎡超は新2号建築物となる。
エ：不適切。新3号建築物も区域内では建築確認の対象となる。
総合解説：適切。新3号建築物は小規模な平屋建て建築物等を中心とする区分である。中心論点は「新3号建築物の範囲を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0123 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：標準

都市計画区域等の区域外に建築する木造2階建て住宅について、2025年4月1日以降の建築確認の取扱いとして、最も適切なものはどれか。

ア．区域外であれば階数・面積に関係なく建築確認は不要である。

イ．木造だけは区域外で確認対象にならない。

ウ．階数2以上の建築物として、原則として建築確認の対象となる。

エ．確認が必要なのは3階建て以上だけである。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。2025年4月以降は区域外でも新2号相当の規模は確認対象となる。

イ：不適切。構造によらず規模に応じて確認対象となる。

ウ：適切。改正後は区域外でも、構造によらず階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物が確認対象となる。

エ：不適切。2階建て以上が対象となる場合がある。

総合解説：適切。改正後は区域外でも、構造によらず階数2以上又は延べ面積200㎡超の建築物が確認対象となる。中心論点は「都市計画区域外の確認対象見直しを理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0124 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：応用

新2号建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合の建築確認手続として、最も適切なものはどれか。

ア．既存建築物の改修であれば、規模に関係なく建築確認は不要である。

イ．大規模の修繕は確認対象だが、大規模の模様替は常に対象外である。

ウ．確認が必要になるのは新築時だけである。

エ．原則として建築確認・完了検査等の対象となる。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。新2号建築物の大規模修繕等は確認対象となる。

イ：不適切。いずれも対象となる。

ウ：不適切。増築・改築・大規模修繕等も対象となる場合がある。

エ：適切。2025年4月以降、新2号建築物の大規模修繕・大規模模様替は建築確認手続の対象となる。

総合解説：適切。2025年4月以降、新2号建築物の大規模修繕・大規模模様替は建築確認手続の対象となる。中心論点は「大規模修繕・模様替の確認手続を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0125 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：基礎

建築確認が必要な建築物について、工事着手時期の原則として最も適切なものはどれか。
ア．確認済証の交付を受けた後に工事へ着手する。
イ．着工後に確認申請を出せば、確認済証前の工事も当然に適法となる。
ウ．確認申請書を提出した時点で、審査結果を待たず自由に着工できる。
エ．施工者が図面を確認すれば、行政・指定確認検査機関の確認は不要になる。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。建築確認は工事着手前に計画の建築基準関係規定への適合を確認する手続である。
イ：不適切。原則として確認済証交付後に着工する。
ウ：不適切。確認済証交付が必要である。
エ：不適切。確認対象建築物には法定手続が必要である。
総合解説：適切。建築確認は工事着手前に計画の建築基準関係規定への適合を確認する手続である。中心論点は「建築確認と着工時期の関係を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0126 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：標準

建築基準法上、建築主が建築主事へ完了検査を申請する期限の原則として、最も適切なものはどれか。
ア．工事完了から30日以内である。
イ．工事が完了した日から4日以内である。
ウ．建築物を使用開始してから4日以内である。
エ．完了検査には申請期限がない。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。原則4日以内である。
イ：適切。建築基準法第7条では、工事完了後4日以内に完了検査の申請を行うことが原則である。
ウ：不適切。起算点は工事完了日である。
エ：不適切。法定期限がある。
総合解説：適切。建築基準法第7条では、工事完了後4日以内に完了検査の申請を行うことが原則である。中心論点は「完了検査申請期限を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0127 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：基礎

特定行政庁が指定した特定工程に係る工事を終えた場合の中間検査に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．中間検査は建物完成後にまとめて行う。

イ．中間検査合格証の交付前でも、工期優先で次工程へ進んでよい。

ウ．原則として特定工程の工事終了から4日以内に中間検査を申請し、合格証の交付後に特定工程後の工程へ進む。

エ．特定工程は施工者が自由に指定し、特定行政庁は関与しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。施工中の特定工程で行う検査である。

イ：不適切。原則として合格証交付後に特定工程後の工程へ進む。

ウ：適切。中間検査制度では、特定工程後の工事へ進む前に適合確認を受ける。

エ：不適切。特定行政庁が区域・期間・構造・用途・規模等を限って指定する。

総合解説：適切。中間検査制度では、特定工程後の工事へ進む前に適合確認を受ける。 中心論点は「中間検査の特定工程を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0128 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：標準

建築基準法上の接道義務の原則として、最も適切なものはどれか。

ア．幅員2m以上の道路に1m接すればよい。

イ．建築物の敷地は道路に接していなくても、駐車場があればよい。

ウ．接道義務は建築物の用途・安全性に関係しないため、建築基準法には規定されていない。

エ．建築物の敷地は、原則として幅員4m以上の道路に2m以上接しなければならない。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。原則は幅員4m以上の道路に2m以上接する。

イ：不適切。原則として接道義務を満たす必要がある。

ウ：不適切。建築基準法第43条に規定されている。

エ：適切。接道義務は避難・通行・消防活動等を確保するための重要な集団規定である。

総合解説：適切。接道義務は避難・通行・消防活動等を確保するための重要な集団規定である。 中心論点は「接道義務の原則を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0129 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：応用

用途地域内の建築物用途制限に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．用途地域の種類に応じて、建築できる建築物の用途が建築基準法で制限される。
イ．用途地域が指定されても、建築物の用途は自由である。
ウ．用途地域ごとの建築制限は道路交通法で定める。
エ．用途地域の指定は建築物の高さや容積率等に一切影響しない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。用途地域は都市計画で定められ、具体的な建築物の用途制限は建築基準法により規定される。
イ：不適切。用途地域に応じた用途制限がある。
ウ：不適切。建築基準法の集団規定が中心となる。
エ：不適切。用途・形態規制に関係する。
総合解説：適切。用途地域は都市計画で定められ、具体的な建築物の用途制限は建築基準法により規定される。
中心論点は「用途地域と建築物用途制限の関係を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0130 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：基礎

一定の特殊建築物等を新築した場合、検査済証交付前に使用しようとする際の対応として、最も適切なものはどれか。
ア．工事がほぼ終わってれば、検査済証前でも自由に使用できる。
イ．原則として検査済証交付後に使用し、必要な場合は法令に基づく仮使用認定等の手続を確認する。
ウ．消防設備が完成してれば、建築基準法上の使用制限は自動的に解除される。
エ．仮使用認定は施工者が自己判断で行う。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。使用制限の対象建築物では法定手続を守る必要がある。
イ：適切。安全上・防火上・避難上の支障を防ぐため、一定建築物には検査済証交付前の使用制限がある。
ウ：不適切。消防法と建築基準法の手続は別である。
エ：不適切。所定の行政・確認検査手続が必要である。
総合解説：適切。安全上・防火上・避難上の支障を防ぐため、一定建築物には検査済証交付前の使用制限がある。
中心論点は「検査済証前の使用制限を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0131 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：標準

確認済証交付後、施工中に主要な構造計画を変更する必要がある場合の対応として、最も適切なものはどれか。

- ア．確認済証を一度受ければ、構造計画は現場判断で自由に変更できる。
- イ．変更内容は竣工図へ記録するだけで、施工前の確認は不要である。
- ウ．変更内容が計画変更確認を要するか確認し、必要な手続を済ませてから該当工事を施工する。
- エ．施工者が安全と判断すれば、建築基準関係規定への適合確認は不要である。

答え・解説

正答：ウ

- ア：不適切。法定の計画変更手続が必要となる場合がある。
 - イ：不適切。変更前に手続の要否を確認する。
 - ウ：適切。確認済みの計画から重要な変更を行う場合、軽微な変更に該当しない限り計画変更確認が必要となる。
 - エ：不適切。確認対象の変更は法令に従って処理する。
- 総合解説：適切。確認済みの計画から重要な変更を行う場合、軽微な変更に該当しない限り計画変更確認が必要となる。 中心論点は「計画変更時の確認手続を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0132 建築・都市関連 > 建築基準法 | 難易度：標準

建築確認手続が不要となる小規模な工事についての考え方として、最も適切なものはどれか。

- ア．確認申請が不要なら、建築基準法の構造・防火・接道等の規定はすべて無視できる。
- イ．建築確認の要否と建築基準法への適合義務は完全に同じ意味である。
- ウ．確認不要工事では施工者の責任も一切なくなる。
- エ．確認手続が不要でも、適用される建築基準法の実体規定には適合させる必要がある。

答え・解説

正答：エ

- ア：不適切。適用される実体規定への適合は必要である。
 - イ：不適切。手続の要否と実体規定への適合は区別して考える。
 - ウ：不適切。法適合・安全施工の責任は残る。
 - エ：適切。『確認不要』は『法適合不要』を意味しない。
- 総合解説：適切。『確認不要』は『法適合不要』を意味しない。 中心論点は「建築基準法適合と確認手続の有無を区別する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0133 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：標準

都市計画法上の「開発行為」として、最も適切な説明はどれか。
ア．主として建築物の建築又は特定工作物の建設を目的として行う土地の区画形質の変更をいう。
イ．既存建築物の室内仕上げ変更だけをいう。
ウ．建設工事で発生する廃棄物の処理だけをいう。
エ．道路上で一時的に車線規制する行為をいう。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。都市計画法第4条第12項の開発行為は、建築物等を目的とする土地の区画形質変更を基本とする。
イ：不適切。土地の区画形質の変更を伴わない室内改修は通常この定義に該当しない。
ウ：不適切。廃棄物処理法の論点であり、開発行為の定義ではない。
エ：不適切。道路使用許可等の論点であり、開発行為の定義ではない。
総合解説：適切。都市計画法第4条第12項の開発行為は、建築物等を目的とする土地の区画形質変更を基本とする。中心論点は「開発行為の定義を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0134 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：基礎

都市計画法第29条の開発許可の許可権者として、最も適切なものはどれか。
ア．所轄警察署長だけである。
イ．都道府県知事、指定都市・中核市の長等、法令により権限を有する者である。
ウ．建設業許可を出した国土交通大臣だけである。
エ．工事施工者自身が自己認定する。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。警察署長は道路使用許可の主体である。
イ：適切。開発許可は都道府県知事等が行い、自治体の区分により許可権者が異なる。
ウ：不適切。都市計画法上の開発許可権者とは異なる。
エ：不適切。行政上の許可が必要となる。
総合解説：適切。開発許可は都道府県知事等が行い、自治体の区分により許可権者が異なる。中心論点は「開発許可権者を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0135 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：標準

都市計画法第33条の開発許可に関する技術基準として、最も適切なものはどれか。
ア．請負代金の支払期限だけを審査する。
イ．開発区域の安全性や排水は審査対象外である。
ウ．道路、公園、給排水施設等の確保や、防災上の措置などに関する基準が設けられている。
エ．施工会社の従業員数だけで許可の可否を決める。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。建設業法上の下請取引とは異なる。
イ：不適切。排水施設や防災措置は重要な技術基準である。
ウ：適切。良好かつ安全な市街地形成のため、開発区域の道路・排水・防災等を審査する。
エ：不適切。開発計画の技術的適合性等を審査する。
総合解説：適切。良好かつ安全な市街地形成のため、開発区域の道路・排水・防災等を審査する。中心論点は「開発許可の技術基準を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0136 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：応用

市街化調整区域における開発許可の考え方として、最も適切なものはどれか。
ア．市街化調整区域では、どの用途の開発も自由に行える。
イ．市街化調整区域では開発許可制度自体が適用されない。
ウ．市街化調整区域では道路や排水の技術基準だけ満たせば、用途を問わず必ず許可される。
エ．市街化を抑制すべき区域であるため、都市計画法第34条等により許可できる開発行為の類型が限定される。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。市街化抑制の趣旨から立地基準が設けられている。
イ：不適切。むしろ厳格な立地規制が行われる。
ウ：不適切。立地基準も満たす必要がある。
エ：適切。市街化調整区域では技術基準に加えて立地基準が適用される。
総合解説：適切。市街化調整区域では技術基準に加えて立地基準が適用される。中心論点は「市街化調整区域の立地基準を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0137 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：基礎

市街化調整区域のうち、開発許可を受けた土地以外の土地で一定の建築を行う場合の対応として、最も適切なものはどれか。

- ア．原則として都市計画法第43条に基づく許可の要否を確認する。
- イ．建築確認を受ければ都市計画法上の許可は必ず不要となる。
- ウ．市街化調整区域内の既存宅地では、どのような建築も常に無許可でよい。
- エ．第43条許可は道路交通法上の道路使用許可を指す。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。市街化調整区域では、開発許可を受けた土地以外でも一定の建築行為について許可が必要となる。
イ：不適切。建築基準法と都市計画法の手続は別である。
ウ：不適切。法第43条等の適用を確認する必要がある。
エ：不適切。都市計画法上の建築等の制限に関する許可である。
総合解説：適切。市街化調整区域では、開発許可を受けた土地以外でも一定の建築行為について許可が必要となる。 中心論点は「市街化調整区域の建築制限を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0138 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：標準

開発許可を受けた開発行為の工事が完了した場合の手続として、最も適切なものはどれか。

- ア．開発許可を受ければ、完成後の検査は一切ない。
- イ．工事完了を届け出て、許可内容への適合について検査を受け、適合すると認められた後に工事完了の公告が行われる。
- ウ．工事完了公告は施工者が自由な方法で行えばよい。
- エ．完成前に完了検査を受け、適合確認なしで公告する。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。完了検査の制度がある。
イ：適切。都市計画法第36条は開発工事の完了検査と公告の手続を定めている。
ウ：不適切。許可権者が法令に基づき公告する。
エ：不適切。工事完了後に検査し、適合確認を行う。
総合解説：適切。都市計画法第36条は開発工事の完了検査と公告の手続を定めている。 中心論点は「開発工事完了時の検査と公告を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0139 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：標準

開発許可を受けた開発区域内で、工事完了公告前に建築物を建築する場合の原則として、最も適切なものはどれか。

ア．開発許可を受けた瞬間から、すべての建築物を自由に建築できる。

イ．工事用仮設建築物も例外なく禁止される。

ウ．原則として建築してはならないが、工事用仮設建築物など法定の例外がある。

エ．第37条は建築物ではなく下請契約だけを規制する。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。完了公告前には建築制限がある。

イ：不適切。法定の例外がある。

ウ：適切。都市計画法第37条は、開発工事完了公告前の建築等を原則制限している。

エ：不適切。開発区域内の建築等の制限を定める。

総合解説：適切。都市計画法第37条は、開発工事完了公告前の建築等を原則制限している。中心論点は「完了公告前の建築制限を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0140 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：応用

都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内で建築物を建築する場合の手続として、最も適切なものはどれか。

ア．区域内であっても建築確認だけ受ければ都市計画法上の許可は不要である。

イ．都市計画施設区域内では、すべての土地利用が無条件に禁止される。

ウ．第53条許可は消防署長が行う。

エ．原則として都市計画法第53条に基づく都道府県知事等の許可を受ける。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。法第53条の許可が必要となる場合がある。

イ：不適切。一定の許可制度により建築が認められる場合がある。

ウ：不適切。都市計画法上の許可権者が行う。

エ：適切。将来の都市計画事業の支障を防ぐため、区域内の建築に一定の制限が設けられている。

総合解説：適切。将来の都市計画事業の支障を防ぐため、区域内の建築に一定の制限が設けられている。中心論点は「都市計画施設区域内の建築許可を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0141 建築・都市関連 > 都市計画法 | 難易度：標準

用途地域に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．用途地域は住居・商業・工業など市街地の大枠の土地利用を定める制度で、13種類ある。
イ．用途地域は全国で3種類だけである。
ウ．用途地域は道路の最高速度だけを定める制度である。
エ．用途地域は市街地の土地利用と関係せず、河川占用だけを定める。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。用途地域が指定されると、地域の目的に応じて建築可能な用途等が規制される。
イ：不適切。現在は13種類である。
ウ：不適切。土地利用・建築用途等に関係する制度である。
エ：不適切。都市の土地利用を誘導する地域地区である。
総合解説：適切。用途地域が指定されると、地域の目的に応じて建築可能な用途等が規制される。 中心論点は「用途地域の種類数と役割を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0142 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：標準

2025年4月1日以降に工事着手する新築建築物の省エネ基準適合義務として、最も適切なものはどれか。
ア．省エネ基準適合義務は2,000㎡以上の非住宅だけに限定される。
イ．原則としてすべての新築住宅・非住宅に省エネ基準への適合が義務付けられる。
ウ．住宅は対象外で、非住宅だけが適合義務を負う。
エ．2026年時点でも小規模住宅はすべて説明義務だけでよい。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。2025年4月以降は原則すべての新築住宅・非住宅へ拡大された。
イ：適切。改正建築物省エネ法により、2025年4月から適合義務の対象が原則すべての新築建築物へ拡大された。
ウ：不適切。住宅も対象である。
エ：不適切。原則として基準適合義務がある。
総合解説：適切。改正建築物省エネ法により、2025年4月から適合義務の対象が原則すべての新築建築物へ拡大された。 中心論点は「2025年以降の省エネ基準適合義務を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0143 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：基礎

2025年4月1日以降に着工する既存建築物の増改築について、省エネ基準適合の考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．増改築では既存建築物全体を必ず最新省エネ基準へ改修する。
- イ．増改築は省エネ基準適合義務の対象にならない。
- ウ．原則として増改築を行う部分に省エネ基準への適合が求められる。
- エ．増改築部分ではなく敷地の外構だけを省エネ評価する。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。改正後は原則として増改築部分が対象である。
イ：不適切。増改築も対象となり、増改築部分に適合が求められる。
ウ：適切。改正後は既存部分を含む建築物全体ではなく、増改築部分が適合対象となる。
エ：不適切。建築物の増改築部分を評価する。
総合解説：適切。改正後は既存部分を含む建築物全体ではなく、増改築部分が適合対象となる。 中心論点は「増改築時の省エネ適合対象を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0144 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：標準

2025年4月以降の建築物省エネ法における大規模の修繕・模様替の扱いとして、最も適切なものはどれか。

- ア．大規模修繕は必ず建物全体の省エネ基準適合義務がある。
- イ．大規模模様替だけが省エネ法の対象で、修繕は対象外である。
- ウ．省エネ法の対象外なら、建築基準法上の確認も必ず不要である。
- エ．大規模の修繕・模様替は、省エネ基準適合義務制度の対象外である。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。建築物省エネ法上の適合義務対象外である。
イ：不適切。いずれも省エネ基準適合義務制度の対象外である。
ウ：不適切。両法の手続は別に判断する。
エ：適切。省エネ法上の適合義務対象は新築・増改築であり、修繕・模様替は対象外である。ただし建築基準法上の確認手続が必要となる場合は別途ある。
総合解説：適切。省エネ法上の適合義務対象は新築・増改築であり、修繕・模様替は対象外である。ただし建築基準法上の確認手続が必要となる場合は別途ある。 中心論点は「修繕・模様替と省エネ適合義務を区別する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0145 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：応用

盛土規制法に関する記述として、最も適切なものはどれか。
ア．都道府県知事等が指定した規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合、土地用途にかかわらず許可等が必要となる。
イ．宅地造成だけが対象で、農地や森林の盛土はすべて対象外である。
ウ．規制区域は施工者が自由に指定する。
エ．土石の一時堆積は盛土規制法上、どのような場合でも対象外である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。宅地・農地・森林等を問わず、危険な盛土等を包括的に規制する制度である。
イ：不適切。土地用途にかかわらず対象となり得る。
ウ：不適切。都道府県知事等が指定する。
エ：不適切。規制区域内では一定の土石の堆積も規制対象となる。
総合解説：適切。宅地・農地・森林等を問わず、危険な盛土等を包括的に規制する制度である。 中心論点は「盛土規制法の規制対象を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0146 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：基礎

盛土規制法の許可対象工事における安全性確認として、最も適切なものはどれか。
ア．許可を受ければ、施工中や完了時の確認制度は一切ない。
イ．工事規模・内容に応じて、施工状況の定期報告、中間検査、工事完了時の完了検査等が行われる。
ウ．完成後の写真1枚だけで、すべての安全確認を代替する。
エ．盛土の安全性は土地所有者だけが確認し、行政は関与しない。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。定期報告・中間検査・完了検査等がある。
イ：適切。許可基準どおりの安全対策を施工段階でも確認する制度が設けられている。
ウ：不適切。法令に基づく検査・報告を適切に行う。
エ：不適切。許可・検査・是正命令等の行政規制がある。
総合解説：適切。許可基準どおりの安全対策を施工段階でも確認する制度が設けられている。 中心論点は「盛土工事の安全確認制度を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0147 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：標準

盛土規制法により規制される盛土等が行われた土地の維持管理として、最も適切なものはどれか。
ア．完了検査に合格すれば、土地所有者にはその後一切の責任がない。
イ．維持管理責任は工事中の作業員個人だけが負う。
ウ．土地所有者等は、盛土等に伴う災害が生じないよう土地を安全な状態に維持する責務を有する。
エ．危険が判明しても行政は是正措置を命じることができない。

答え・解説

正答：ウ

ア：不適切。安全な状態を維持する責務がある。
イ：不適切。土地所有者等の責務が明確化されている。
ウ：適切。工事完了後も危険な盛土を放置しないよう責任の所在が明確化されている。
エ：不適切。必要な場合は是正命令等の対象となり得る。
総合解説：適切。工事完了後も危険な盛土を放置しないよう責任の所在が明確化されている。中心論点は「盛土後の土地所有者等の責務を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0148 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：基礎

甲種消防設備士が法令で定める消防用設備等の工事を行う場合の工事整備対象設備等着工届として、最も適切なものはどれか。
ア．工事完了後10日以内に初めて届け出る。
イ．建築確認を受けていれば消防設備の着工届は必ず不要になる。
ウ．届出先は道路管理者である。
エ．原則として工事に着手しようとする日の10日前までに、消防長又は消防署長へ届け出る。

答え・解説

正答：エ

ア：不適切。着工前の届出である。
イ：不適切。建築基準法と消防法の手続は別に確認する。
ウ：不適切。消防長又は消防署長が届出先となる。
エ：適切。消防法第17条の14に基づく着工届は対象工事の施工前に行う。
総合解説：適切。消防法第17条の14に基づく着工届は対象工事の施工前に行う。中心論点は「消防用設備等の着工届期限を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0149 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：標準

消防用設備等の設置工事が完了した場合の設置届出として、最も適切なものはどれか。
ア．法令上対象となる場合、工事完了の日から4日以内に消防長又は消防署長へ届け出る。
イ．工事完了から30日以内でよい。
ウ．設置届は工事着手前10日前にだけ提出する。
エ．消防設備は建築物の一部なので、消防法上の設置届は存在しない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。設置届に基づき必要な消防検査等が行われる。
イ：不適切。対象設備では原則4日以内の届出である。
ウ：不適切。それは着工届の期限であり、設置届は完了後の手続である。
エ：不適切。消防用設備等の設置届出制度がある。
総合解説：適切。設置届に基づき必要な消防検査等が行われる。 中心論点は「消防用設備等の設置届期限を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0150 建築・都市関連 > その他施工関連法令 | 難易度：応用

多数の人を収容する一定の防火対象物の防火管理として、最も適切なものはどれか。
ア．防火管理者は建築確認の申請だけを行う者である。
イ．管理について権原を有する者が防火管理者を選任し、防火管理者に消防計画の作成や訓練等の防火管理業務を行わせる。
ウ．防火管理者は資格・地位に関係なく、来訪者から毎日任意に選べる。
エ．防火管理者を選任すれば、消防計画は作成しなくてよい。

答え・解説

正答：イ

ア：不適切。消防計画、訓練等の防火管理業務を担う。
イ：適切。消防法は一定の防火対象物について自主防火管理体制の確立を求めている。
ウ：不適切。一定の資格を有し、防火管理業務を遂行できる管理的・監督的地位の者等から選任する。
エ：不適切。消防計画の作成等を行わせる必要がある。
総合解説：適切。消防法は一定の防火対象物について自主防火管理体制の確立を求めている。 中心論点は「防火管理者と消防計画の役割を理解する」。法規では、許可主体・適用区域・期限・面積・金額等を区別し、複数法令が重なる現場では各手続を独立して確認することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01